HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割（２）
Author(s)	李, 妍淑
Citation	北大法学論集, 65(6), 390[225]-332[283]
Issue Date	2015-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/58380
Type	bulletin (article)
File Information	lawreview_vol65no6_18.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割（２）

李　　妍　淑

目　次

はじめに
　１　問題意識および課題
　２　先行研究の検討
　３　本論文の構成
　４　本論文の意義
第１章　婦女聯合会の全体像
　１　組織の構成
　２　組織の性格および法的位置付け
　３　組織の担い手
　４　ナショナルセンターの基本状況
　５　小括　（以上、65巻２号）
第２章　女性の就業問題への取り組み――「自立」を目指して
　１　改革開放以前の女性の就業状況
　（１）生産労働と家事労働の間に
　（２）農村部における女性の労働参加
　（３）都市部における女性の就業
　（４）家事労働
　２　「婦女回家」論争と婦女聯合会の対応
　（１）1980年代の「婦女回家」論争
　①　1980年に始まった「婦女回家」論争
　②　1980年代後半に起きた「婦女回家」論争と段階的就業
　（２）2000年前後の「婦女回家」論争と段階的就業　（以上、本号）
第３章　子ども問題をめぐる活動と家事サービス事業の展開

第４章　婚姻法の制定および改正における婦女聯合会の取り組み
第５章　婦女聯合会の役割――法政策にみられるジェンダー秩序
おわりに

第２章　女性の就業問題への取り組み――「自立」を目指して

第１章では、婦聯の規約がどのように変遷してきたかに着目することで、婦聯という組織の性格を分析してきた。その結果、婦聯とは成立当初から党の下部組織として組み込まれ、直接党の指導を受けていることが、規約に盛り込まれた理念等を通じて明らかになった。また、女性たちが共産党による革命の時代からその「大衆路線」に組み込まれ、次第に政治化されるようになっていったということ、さらには、婦聯という組織が成立したことによって制度的にも公的に位置づけられるようになったということも、これまでみてきたとおりである。

婦聯組織のこのような特徴は、歴年の規約だけではなく、組織自体によりこれまで行われてきた様々な活動を通じても確かめることができる。例えば、1949年９月29日に公布された、臨時憲法としても知られる中国人民政治協商会議共同綱領（以下、「共同綱領」と略す）の第６条には、「中華人民共和国は婦女を束縛する封建制度を撤廃する。婦女は政治的、社会的、文化教育的、社会的生活の各方面において男子と平等の権利を有し、男女の婚姻自由を実行する」との規定が置かれている。この規定に基づき、女性は男性と同じように社会進出が保障されるようになった、と考えられている。二千年以上にわたって女性差別が続いた伝統中国の社会と比べてみた場合、このような法規定が画期的な意義を有することは確かであろう。法的にも保障された上で、建国後まもなくして、かつてとは比べようのないほどの女性の社会進出は実現されるようになり、「天の半分」を支えるといわれるほど、女性の社会に対する貢献は認められるようになったわけである。

こうした状況下にあって、まさに婦聯は女性と国家を媒介する組織として、国家の中心的課題である社会主義建設への積極的参加を女性に呼びかける役割をも担うようになった。具体的には、女性の就業を促進す

るための家事労働の社会化、女性や子どもをめぐる法的問題の解決、国家の理念を絶え間なく女性に伝える上意下達の宣伝教育、さらに女性や子どもをとりまく様々な問題や状況を国家に報告するという業務連絡など、全国女性と国家を繋ぐパイプとして活動を展開することが期待されることになった。

以下、本章では第１章の結論を補強するために、歴史的視点から女性の就業に対する婦聯の役割を検討し、さらにジェンダーという視点から婦聯についての分析を加え、その特徴を明らかにしたい。そうすることで、ジェンダーの視点から現代中国における一党独裁制に基づく統治体制の一旦である、婦聯という組織の全体像をより明確に把握できると思われる。

１　改革開放以前の女性の就業状況

（１）生産労働と家事労働の間に

中国共産党委員会は、1943年２月26日に公表した、各抗日根拠地における当面の婦女工作方針に関する決定（以下、「四三決定」と略す）において、「戦闘、生産、教育は当面の三大重要任務であり」、「女性の政治的地位と文化水準を高め、生活を改善し、もって（女性の）解放の道に到達するためには、経済の豊かさと経済の独立から着手すべき」であるとした。そして生産参加が「抗日根拠地の婦女工作の新方向」であり、そのためには「婦女工作のスタイル（原語：[作風]）、方式、方法を徹底的に変えなければならない」とした。さらに、1948年12月20日に採択された、解放区における当面の農村婦女工作に関する決定（以下、「四八決定」と略す）において、「人口の半分を占める婦女は、…新中国の建設において欠かせない力[力量]である」という立場を示した[1]。このことは、

[1]「中国共産党中央委員会関於目前解放区農村婦女工作的決定」（1948年12月20日採択）中華全国婦女聯合会宣伝教育部編『中国婦女運動的重要文件』（人民出版社、1953年）４頁参照。本決定は、女性の生産参加を婦女工作の重要な方針とした点において優れており、マルクス主義の女性解放理論と中国女性運動実践との結合により生まれたものとして、それは中国女性運動の発展において現

女性解放を実現するにあたって、まずは女性を積極的に生産労働に参加させ、経済的自立を果たさなければならないという党の姿勢を示している[2]。また、このような意味で労働に参加するということは、中国共産党が行う抗日戦争や国共内戦を支援し、新中国建設に向けての課題に取り組む女性像という女性理解と直接リンクしていることをも表している。その後、建国を迎えるにあたっては、長期にわたる戦争の残した傷痕か

在でも指導的意義を持っていると、中国国内では評価されている（中華全国婦女連合会編著（中国女性史研究会編訳）『中国女性運動史1919－49』（論創社、1995年）417頁参照）。しかし、これが制定された背景などを鑑みると、すなわち当時は日本軍と国民党の二重攻撃を受けているなか、軍事的・経済的危機を乗り越えるために生産増加が求められ、抗日根拠地における女性労働力も動員される必要があった。こうした背景の中に本決定を位置づける際、当時共産党が掲げた女性解放というスローガンは、単なる自らの政治目的を達成するための正当化手段にしかならないのではないかと思われる。「四三決定」（「四八決定」の出典と同様。ただし、１～３頁参照。）に関する詳細な論述は、次の江上幸子と小野和子の文献を参照されたい。江上幸子「抗戦期の辺区における中国共産党の女性運動とその方針転換――雑誌『中国婦女』を中心に」柳田節子先生古稀記念論集編集委員会編『中国の伝統社会と家族』（汲古書院、1993年）527～545頁；小野和子『中国女性史――太平天国から現代まで』（平凡社、1978年）217～223頁。なお、本決定の起草を担当したのは、当時党の直轄にある中央婦女委員会の書記を務めていた蔡暢であるとされる（編著者不明『婦女運動的先駆――蔡暢』（中国婦女出版社、1984年）98頁〔羅瓊〕）。

[2] 中国共産党は、1921年の創設当初から女性運動を党の活動内容の一つとしていた。党の女性組織ができる前、上海で最も影響力のある中華女界聯合会を組織改造することがあって、共産党は当時の機関誌『新青年』の９巻５号に中華女界聯合会の改造宣言及び規約を掲載した。改造宣言と規約によれば、女性解放は近代の解放の歴史の中の重要な部分であり、女性組織の任務は組織を拡大し宣伝を繰り広げて解放を求める女性の闘争力を強めることにあるとされる。翌年の1922年、中共第２回全国大会では「女性運動に関する決議」が誕生し、これは中国の女性運動史上、政党の名をもって採択された最初の決議でもある。決議は、資本主義制度の下では女性の解放は不可能であり、それは社会主義社会ではじめて完全に実現することができ、さらに労働の解放と同時に進められる必要があり、プロレタリア政権の下でこそ真の女性解放を獲得することができると結論付けた。中華全国婦女連合会編著（中国女性史研究会編訳）『中国女性運動史1919－49』（論創社、1995年）126～131頁参照。

らいかに復興するかが党の緊急課題として突き付けられることになった。こうした事態は、まさに［一窮二白］（経済的に立ち遅れ、文化的に空白な状態）の状況であるから、一日も早くそうした情況から抜け出して国民経済を立て直すこと、すなわち社会主義を実現させることが最重要課題であるとされた。

1949年４月に設立された全国婦聯（当時は、中華全国民主婦女聯合会と称す）は、党の方針に基づき、社会主義経済建設に必要な女性労働力の組織と動員に努めた。当時党のプロパガンダ的な役割を果たした全国婦聯機関誌である『新中国婦女』（1956年１月から『中国婦女』に改称）の創刊号（1949年７月20日発行）に載せた論説「どうすれば新社会の新婦女になれるか」（原語：［怎様做新社会的新婦女］）は、次のように述べている[3]。

「人民政府の施策は、婦女が解放を勝ち取るための社会条件を保障することにある。しかし、婦女がその権利を実現し、この機会を活用するには必ず自分の努力に頼り、旧社会の伝統的思想習慣とたゆまぬ闘争をし、旧社会が自分に残した弱点（狭隘、依存、感情のもろさ、怯懦、虚栄心など）をたゆまず改造しなければならない。どのように努力すべきだろうか。……第一に、私たちは革命的人生観を打ちたて、人民大衆の立場に立って、真剣にきっぱりと帝国主義・封建主義・官僚資本主義に反対する革命運動に参加しなければならない。婦女の抑圧や奴隷化は、帝国主義、封建主義、官僚資本主義の反動統治と切り離せない。さらに広げていうならば、階級搾取制度全体と切り離せないものである。……第二に、私たちは労働の観点をもち、積極的に生産建設に参加しなければならない。私たちは、労働こそが世界を創造することを認識しなければならない。…婦女は必ず生産に参加し、それによって社会の発展を推し進め、経済的

[3] この論説は、当時の全国婦聯常務委員兼事務局長を担当していた、区夢覚氏によるものである。日本語訳は、秋山洋子「婦女連体制――国家に組み込まれた女性組織」中国女性史研究会編『中国女性の一〇〇年――史料にみる歩み』（青木書店、2004年）191 ～ 193頁を参照されたい。

独立を勝ち取るべきであり、これが婦女解放の鍵である。……婦女は社会的生産事業に参加してはじめて男性と同等の権利を享受することができる。……第三に、大衆の観点を持たなければならない。……第四に、実証的で、苦難を恐れぬ素朴な態度を身に付けなければならない。……私たちは一方では人民に、他方では家事や育児が着実に行われるよう家庭にも奉仕しなければならない。このような二重の任務を遂行するには、強い決意が必要であり、困難や辛苦を厭わず、堅忍剛毅に、新社会のためにみずからを捧げなければならない。」

ここでは、一方で人民大衆の立場に立って生産労働に参加し経済的独立を手中に収めることが女性解放であるとしつつも、他方では家事や育児もしっかりと行うべきだとされており、当時の全国婦聯が求めた女性像とはどのようなものであったかが明白に描かれている。そして女性たちは、全国婦聯の求める人間像に近づくためには、どんな困難や辛苦も乗り越えなければならない、とされた。また個人の利益は国家の利益に吸収され、個人の存在は国家のためであることを示したうえで、これら四つの条件を乗り越えてはじめて「新社会の新婦女」になりうると強調された。このように、家庭（家事・育児）と就業（生産労働）という女性への二重負担の要求は、建国当初からすでに国家戦略のなかに位置付けられ、形作られていたことがわかる。

そして全国婦聯は、党中央の方針を反映して、「当面において、農村の婦女工作を軽視しないことを前提の下で都市の婦女工作を中心とし」[4]、「都市の経済建設に合う各種生産事業に参加するよう婦女を組織・動員す」る[5]。とりわけ「工業・手工業生産および商品流通業に参入する」ことを呼びかけ、「大勢の家庭婦女が労働参加により以前生産経験のな

[4]「中国婦女運動当前任務的決議（1949年４月１日採択）」中華全国婦女聯合会宣伝教育部編『中国婦女運動的重要文件』（人民出版社、1953年）13頁参照。

[5]「中国婦女運動当前的方針任務報告――鄧穎超1949年３月26日在中国婦女第一次全国代表大会上的工作報告」全国婦聯辦公庁編『中華全国婦女聯合会四十年（1949－1989）』（中国婦女出版社、1991年）377頁参照。

い婦女が社会的富の創造者となり、もって労働は光栄なものであるという観念をもつようにし」、「婦女の地位を確固たるものにする」ことを目指した[6]。

そのために全国婦聯が真っ先に取り組んだのは、組織のネットワークの形成であった。党の方針や政策を地方組織経由ですべての女性に伝え、それを実施するようにするためである。1949年からの１年間の間に、31の省、83の市、1287の県において、婦聯の地方組織や準備委員会が作られ、３千万余人の女性を組織したとされる[7]。また、全国婦聯には、組織部[8]、宣伝教育部[9]、生産事業部[10]、婦女児童福利部[11]、国民党区工作部[12]、国際工作部[13]、秘書処[14]の７つの部署が設置され、女性に関わる様々な政策や方針などが発信された。女性の生産労働への参加は、主に生産事業部が担当することとされた。より正確な女性状況を把握するために、通信、交通などのインフラがまだ整備されていない中、全国婦聯の幹部は各地方に出向いて実地調査を行い、報告書を作成し、互いの業務連絡関係を改善・強化していくことにも力を注いだ。また、都市部においては子どもを持った女性が安心して生産労働に参加できるための環境づくり、すなわち子どもを預けられる保育所、幼稚園等の整備が積極的に進められた。その結果、建国してから約１年の間に、全国の公・私立保育所は643カ所にのぼり、これは建国前の147カ所の５倍強の数値であり、入所・

---

[6]「中国婦女運動当前任務的決議（1949年４月１日採択）」中華全国婦女聯合会宣伝教育部編『中国婦女運動的重要文件』（人民出版社、1953年）13－14頁参照。

[7] 蔡暢「全国民主婦聯一年来的工作概況及今冬明春的主要工作任務――在全国民主婦聯第三次執委拡大会議上的報告」編著者不明『婦女運動的先駆――蔡暢』（中国婦女出版社、1984年）175頁参照。

[8] 会員および幹部を管理し、他の女性団体および関係組織と連絡を取り合う業務を担当する。

[9] 宣伝教育関係の業務を担当し、女性の文化運動を推進する。

[10] 女性をめぐる各種生産事業を推進し展開する。

[11] 女性と幼児の健康、児童保育および婦女福利関係の業務を担当する。

[12] 国民党区の女性運動関係の事業を担当する。

[13] 国際民主女性運動および華僑女性との連絡事項関係の業務を担当する。

[14] 総務、秘書、財務など日常の行政的業務を管理する。

入園児は31794人に達していたほどである[15]。農村においては、村民による助け合いグループ［互助組］を立ち上げるなど、農村女性が積極的に農業生産に参加できるよう環境づくりが推奨された[16]。

『中国婦女』誌が発行された初期の頃は、通信網などのインフラがまだ全国的に整備されていなかった。それは、大量の公文書でさえも、各地方まで行き渡るようにするためには一定の困難があったほどである。そこで女性たちとコミュニケーションを取るためには工夫が必要だった。『中国婦女』誌は、質疑応答方式を用いて国の政策や方針をわかり易く記載し、全国に向けて発信することにしていた。こうして、『中国婦女』誌は中央政府と各地方の政府と女性との通信手段として機能したといえよう。

翌年の1950年における中国婦女運動の方針と任務としても、引き続き女性の生産労働への参加を中心としたうえで、「農村婦女を組織して年間農業生産任務を達成させるために、地方各クラスの婦聯に送る通知」という公文書を発表し、党の方針を具体的な形で実現に向けて行動した。こうして全国婦聯は新中国において目指された社会主義経済建設という大局の波に乗り遅れることなく、女性の生産労働への参加を積極的に促すべき貢献をした。女性の就業は、国家建設の重要な一部分として位置付けられ、都市部だけではなく、農村部においても国家主導で大々的に推進されることになったわけである。そこで気になるのは、このような国家建設の初期において重要な位置を占める女性の就業が一体どのように進められてきたのかという点であろう。女性の就業をめぐる情況が、新中国の建国以来、時代に応じて転換を繰り返してきた国家戦略の影響から免れていたと考えるのは難しい。したがって、以下では、建国時期から改革開放政策が実施される時期までの女性就業に関わる状況を総合的に概観してみることにしたい。

便宜上、1949年から1977年までの期間を、大きく四つの時代区分、すなわち社会主義改造期･復興期（1949－1952）、第１次５ヶ年計画期（1953－1957）、大躍進･人民公社化政策（1958－1960年）、調整政策時期（1961

[15] 蔡暢・前掲注７）177 ～ 178頁参照。

[16] 同上、181 ～ 182頁参照。

－1965）に分けることに意識しながら議論を進めることにする[17]。また、中国社会は、都市と農村における人口比はもちろん、経済的、政治的、文化的生活などの格差が大きいことが特徴であるため、農村部と都市部を分けて検討することにしたい。

（2）農村における女性の労働参加

共産党政権がその成立とともに最も早い段階で行った政策は、農村における土地改革であった。すなわち、「土地を耕す農民へ」という原則にもとづき、それまで土地の所有者であった地主から土地を没収し、農民の男性のみならず女性にも農地を分配し、土地の所有形態が再編成されるに至った。このことは、共産党政権が農村社会の根本的な変革を目指したものとして、中国においては非常に画期的な出来事であった[18]。

---

[17] この部分の時代区分は、秋吉祐子「中国の社会主義経済建設過程における女性就業政策――中国共産党政権成立後の約10年間（一九四九～一九六一）――」『慶応義塾創立一二五年記念論集　慶応法学会政治学関係』（慶応通信、1983年）329 ～ 356頁（とくに、334頁）を参照した。なお、以下の内容を記述していくにあたって、秋吉論文を多く参照した。

[18]「四八決定」は、以下のように述べている。「婦女の生産参加意欲を向上させるために、各地の土地改革工作を終える際には、政策を正し土地改革の残した問題を処理するための各地の党方針に基づいて、婦女に関わる諸問題を解決しなければならない。政府は、明文をもって、婦女の土地所有権を保障しなければならない。家庭を単位として土地証明書を交付するときには、土地証明書に男女がともに同等の土地所有権を有し、家族の全構成員が民主的に財産を処分する権利を有することを明記しなくてはならず、必要な場合には、婦女に対して別個に単独で土地証明書を交付することもできる。同時にまた、農民全体に対して長期の宣伝説明工作を行い、婦女の土地所有権を保障することの重要性を、男女の農民が全面的に認識できるようにするべきである」。このように女性にも男性と同じ一人前の土地が与えられたことは、これまでの従属的な境遇と異なって、画期的な意味をもつといえよう。これにより女性の経済的自立の最低保障が得られたわけだが、現実には女性個人への土地証明書交付に抵抗が強く、家族単位の交付が主流だったため、結婚や離婚に際して女性が自分の土地を自由に処分できないなどの問題が生じたといわれる。また建国後に制定された中華人民共和国土地改革法（1950年６月28日採択、同年同月30日公布）は、人口により土地を配分するよう11条に網羅的に規定したのみで、女性の所有権

そして何よりも、女性に対して所有権が認められたということは、農業における女性の生産労働への参加を意味するものであったといえよう。

社会主義改造期・復興期に国民経済を立て直すために、全国婦聯は、各地の農村部の女性を対象として、1950年にある公文書を発表した。この、「農村婦女を組織して年間農業生産任務を達成させるために、地方各クラスの婦聯に送る通知」という公文書は、各地方婦聯組織を経由して、農村部の女性に対する党の方針という形で伝えられた。これを受けて、全国各地で様々な事業が練られた結果、女性たちが積極的に農業生産労働に参加する光景がみられた。

たとえば黒竜江省では、各クラスの婦聯を通じて「愛国・豊作と婦女解放の一致性」教育というものが行われ、これによって女性の政治的自覚が高まり、実に40％の女性たちが生産労働への参加を約束する「愛国公約」を結んだといわれている。またそれに加えて大規模な愛国豊作競争活動が展開されるなか、女性たちは愛国を競い、生産を競い、技術を競い、助け合うことを競うことで生産力を上げ、より多くの女性の労働意欲を引き起こすために、成績優秀者を労働模範として選出し顕彰したりもした[19]。

また青島市婦聯では、「労働とは光栄なことである」という教育が農村部の女性たちを対象として実施され、労働に関する意欲と意識を高める工夫が行われている[20]。その他にも、秦皇島市婦聯においては、同じく「労働とは光栄なことである」という教育を広く推進するために、生活困窮家庭に対して食糧を支援したり現金を貸出したりするサービスを行い、女性たちが生産労働へと参加するにあたって、家事労働などに対して余計な憂いを抱くことがないような配慮がなされたといわれている[21]。

については、とくに触れていない。

[19] 黒竜江省地方志編纂委員会編『黒竜江省志・婦聯志』（黒竜江省人民出版社、1995年）177頁参照。

[20] 青島市史志辦公室編『青島市志・社団志』（新華出版社、1997年）242頁参照。

[21] 秦皇島市地方志編纂委員会編『秦皇島市志・第六巻』（天津人民出版社、1994年）275頁参照。

その後、1953年に「第１次５ヶ年計画」が実施され、力を集中して重工業を発展させることを基本的な任務とされた。それは全国人民の最高の利益であり、すべてに優先されなければならないとされている。そして、このような工業化を実現するにあたっては、労働生産性を高め、厳格な節約を実行し、経済計算制を貫徹するべきであることが説かれた[22]。こうした動きと呼応するかのように、全国婦聯も本方針を貫き社会主義国家を実現してこそ、はじめて女性の徹底的な解放が見込めると主張した[23]。

農村部に対しては、社会主義改造を実行するために、［互助合作］を通じて全国農民の集団的組織化へと踏み出すことが決定された[24]。だが、土地改革後の実際の農村部では、農民たちに土地が分配され細分化されたものの、生産手段や労働力が不足していたために[25]、これ以上の生産力の向上は見込めなかった。また、土地の私有制は反共産主義的なものとして社会主義計画経済にはふさわしくない制度であるとみなされ、「農業の集団化政策」を実施することによって土地の合理的で有効な使用を可能にしようとする方法が模索された[26]。

---

[22]「為動員一切力量把我国建設成為一個偉大的社会主義国家而闘争――関於党在過渡時期総路線的学習和宣伝提綱（1953年12月）」中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編（第４冊）』（中央文献出版社、1993年）709頁、712 ～ 713頁参照。

[23] 黄甘英（当時の全国婦聯研究室副主任）「教育女職工積極参加社会主義工業建設」人民日報1954年３月８日付３面。

[24] 黒竜江省地方志編纂委員会編・前掲注19）177頁参照。

[25] 地方によっては、軍事動員で労働力が足りなくなったり、土地改革闘争の過程で農機具の破壊や役畜の喪失などで生産手段が不足したりすることが目立ったという。石川忠雄『中華人民共和国――その実態と分析』（時事通信社、昭和39年）88頁参照。

[26] 農業の集団化は、規模によって三つの段階的発展を遂げた。すなわち、「互助組」、「初級生産合作社」、「高級生産合作社」である。「互助組」は平均３～５戸、「初級生産合作社」は平均20 ～ 30戸、「高級生産合作社」は平均200 ～ 300戸の農家がそれぞれ加入していたとする。詳細については、鄭竹園（中俣富三郎訳）『中国経済はどう変わったか』（弘文堂、昭和38年）30 ～ 38頁を参照されたい。

とはいえ、近代以前の伝統的な中国社会によくみられる「纏足」[27]という現象は、女性の労働参加に肉体的な困難をもたらした。また女性たちが受けた教育や習得した技術が依然として低い水準にとどまっていたこともあって、農業生産に従事するうえで女性たちには大きな制約が課されることになった。さらに、女性が生産労働を行う場合、家事労働をどうするかという諸問題も存在していたため、女性の農業生産労働への参加者数は、当初に予想されたほどには増加しなかったとも考えられている。

そこで全国婦聯は、「当面の農村婦女工作に関する指示」[28]を出し、社会主義に対する自覚を高め生産労働の重要性に関する教育により科学技術を習得すること、積極的に［互助組］や［合作社］に参加し同一労働同一賃金の原則を順守し実施することを提唱した。そこには以下の内容が含まれている。第一に、労働力が不足しているにもかかわらず潜在的には生産力があるとみられる地区、たとえば綿花のような経済作物を栽培する地区においては、女性の労働参加を計画的・組織的に促すとともに労働参加へ向けての動員を図ること。第二に、女性が生産活動を行う習慣のない地域では、徐々にこの習慣をかえていくような形で労働参加を進めていくこと。第三に、労働力が豊かであるにもかかわらず潜在的失業者が多い地域では、新しい生産分野を開拓したり、或いは伝統的に行

[27] 一部の地域においてまだ存在していた纏足現象は、女性に対する封建的思想の抑圧であり、健康を害するゆえに労働参加に大きく影響しているとされ、中央人民政府政務院は「女性の纏足を禁止する命令」（1950年７月15日）を公布した。ただし、急に強制的にそれを禁止すると、民衆の不満を引き起こし秩序が乱れる可能性があるので、女性の自らの自由意志でそれを執行するように指示し、その教育係を担われたのは各地の婦聯組織や女性幹部であった。これを受けて、全国婦聯は、同年７月31日に、当該命令を地方の婦聯組織に通知し、教育や宣伝活動を通じて女性の自由意志による遵守を促した。中華全国婦女聯合会編『中国婦女運動百年大事記（1901－2000）』（中国婦女出版社、2003年）136頁参照。

[28]「中華全国民主婦女聯合会関於当前農村婦女工作的指示」中国婦女1954年８月号２～４頁参照。

われてきた副業的分野[29]に女性の労働参加を取り込んだりするなど、女性の適性に応じた種々の実施形態を許容すること。

また、家事労働については、農村部において女性が家庭内で行っている労働それ自体が農業の補助的地位を占める立派な生産労働であると評価した。たとえば、自宅で家畜を飼ったり、農作物の加工をしたりするのはある意味で農業労働に属することであり、家族の食事を準備し、洗濯や掃除を行い、裁縫などをすることも、農業生産者を支えるための必要な農業補助労働であるとして肯定的に評価した。そして、これらの仕事については家族構成員で合理的に分担することを奨励し、女性が気軽に農業生産に参加できるような環境を作っていくことを指示したわけである。

その後、まもなく発表された「高級農業生産合作社模範定款」(1956年)においては、女性労働の参加と女性労働の保護に関する規定が５つの項目にわたって設けられている[30]。そこには、男性と同様に「労働に応じた分配の原則」、女性の肉体的・生理的条件に即した労働の配分、女性の就業を確保するための託児所の設置などを内容として含んでいる。

こうした動向を受けて、互助組から初級合作社、高級合作社へと集団化され、土地の集団所有が進み、労働に応じた所得分配が大きな割合を占めるようになると、女性たちによる集団労働への参加は目に見えて積極的になった。そして、このような一連の政策が功を奏したのか、黒竜江省では、1955年末におよそ80％の女性が党の方針に応じて［初級生産合作社］に参加し、翌年末になると96％に達する農家が農業生産合作社に加入したとのことである[31]。全国レベルで見ると、高級生産合作社が急速な発展をみせた1956年には、農村部における女性労働力のおよそ半数が生産活動に従事するに至ったと伝えられてはいるが、しかし労働日数においては、全国平均で男性の30％にすぎなかったともいわれてい

[29] たとえば、その後1957年３月に、全国婦聯は「大量に豚を養殖するために農村女性を動員する通知」が出された。

[30] 秋吉祐子・前掲注17）335頁参照。

[31] 黒竜江省地方志編纂委員会編・前掲注19）178頁参照。

る[32]。

農村部における女性労働力がさらに増大し、全女性労働者の完全就業が基本的に達成されるようになったのは、大躍進・人民公社化運動の時期である。1956年９月に開催された中国共産党第八回全国代表大会以降、工業や農業が迅速かつ順調な発展ぶりをみせ始めたことを受け、中央政府は社会主義経済建設を更に加速し発展させるべきであるとの観点から、1958年５月の中国共産党第八回全国代表大会第一次会議において、「大いに意気込、さらに高いところを目指して、多く・早く・よりよく・倹約して社会主義を建設する」[33]という総路線を打ち出した。いわゆる大躍進運動がこのとき本格的に始まったわけである。全国婦聯も当該会議において「さらに婦女労働力を解放し、多く・早く・よりよく・倹約して社会主義を建設するために奉仕する」[34]と応え、党中央の方針に積極的に受け入れる姿勢をみせた。

農民の集団化が、お互いに助け合いながら生産活動に参加できる方法として、一定の労働意欲をひき出すことに成功したことは確かである。しかし農民の集団化は、他方で新たな貧富の差、すなわち合作社に加入した農民と零細農民との間の格差を引き起こす遠因にもなった。また、水利・灌漑などを中心とする大規模農業建設事業を展開するために合併する合作社もみられ、これまでの合作社の姿が次第に人民公社へと姿を変えていくことにもなった[35]。人民公社化政策は、一年も経たないうちに中国全土へ普及し、90％以上の女性が生産労働に参加するようになった。男性の労働日数に対する女性の労働日数も、この間で、対男性比で40 ～ 45％にまで高められたといわれる[36]。

---

[32] 秋吉祐子・前掲注17）335頁参照。

[33] 中国共産党第八回全国代表大会は、1958年５月５～ 23日にかけて北京で開催され、「鼓足幹勁、力争上遊、多快好省地建設社会主義」という総路線を打ち出した。

[34] 当時の全国婦聯党組織副書記兼書記処書記曹冠群による、「進一歩解放婦女労働力、為多快好省地建設社会主義服務」というスピーチである。

[35] 人民公社化政策の背景については、石川忠雄・前掲注25）87 ～ 90頁を参照されたい。

[36] 秋吉祐子・前掲注17）336頁参照。

1959年、全国婦聯は、中国の婦女運動が新たな段階に入ったことを宣言し、その象徴として、労働生産に参加した女性の比率が全女性の90％にまで達した点が取り上げられた。その後の1960年上半期に大躍進のピーク期を迎えると、全国婦聯は第三回全国代表大会第二次執行委員会拡大会議を開き、大躍進・人民公社化運動での女性工作を肯定的に捉え、「全面的に人民の生活を構成［組織］し、集団生活が社会主義社会の主要な生活方式になるようにする」というスローガンを打ち出した。つまり、人民公社を中心とする生活が推奨されたわけである。

たとえば、黒竜江省婦聯は女性の生産労働への参加を婦女解放の象徴であると捉えており、そうした認識の下で「四九」・「五化」とうスローガンを打ち出し、女性の労働参加を積極的に促した。「四九」とは、四つの項目において90％まで比率を上げることを指す。つまり、女性の生産労働参加者数を全女性の90％に、集団的生産への参加人数を生産労働に参加した総人数の90％に、全ての子どもの数に対する託児所入所児童の比率を90％に、集団的生産へ参加した人々の集団食堂を利用する比率を90％にまで高めることである。また、「五化」とは、女性の食事の食堂化、子どもの預託化、行動の軍事化、組織の集団化、家事労働の全面的な社会化を意味する。黒竜江省婦聯がこのような目標を掲げた結果、女性の生産労働参加者数は、1957年の110万人から200万人へと増加し、労働力一人当たりの年間出勤率は1957年の75営業日から120営業日まで高められ、女性の労働量は全労働量の35％以上にまで達したとされる[37]。

人民公社は、労働可能なすべての人々が生産労働へと参加することで、国家の打ち立てた経済建設の目標を達成するために作られた制度である。また、人々にとっても、安心して働きやすい労働環境が整えられた面があったことは否定しえず、生産労働へと参加する女性の人数が増加したという点からみて一定の効果があったといえる部分もある。しかし、多くの女性たちが生産労働に従事可能となったのには、人民公社以外にもう一つの理由があったからではないかとも考えられる。それは、1957年秋から大規模の水利建設が着手されたこと、さらには大躍進政策に基

[37] この段落の記述については、黒竜江省地方志編纂委員会編・前掲注19）179頁を参照されたい。

づき鉄鋼を中心とする鉱工業製品を農村の小規模かつ伝統的手法で生産するという［土法工業］の振興が大いに奨励された結果、これら工業部門に対して労働力が過度に集中してしまい、農業部門における労働力が不足するといった現象が生じたからである。

また、農村部における大規模な水利工事や工業振興のための資金は、基本的に当該農村においてまかなうことが求められていた。そのため、農業部門で期待される目標を達成しようとするのであれば、農村に残されている多くの女性たちによる労働力に頼らざるを得なかった。もっとも、労働力として農業部門以外の分野に動員されたのは男性だけではなく、多くの女性も参加していた。たとえば黒竜江省では、婦聯が30万人の女性労働力を組織し男性とともに水利建設へと加わり、小型用水路、貯水池、ダム、井戸などを4300カ所も建設したほどである。その他、林業には14万人、生産労働に必要な用具や器具の製作には50万人もの女性が動員されるなど、男性の労働力に劣らぬ成果を積み上げたといわれている[38]。

女性労働力が成果を挙げたケースとしては、次のような場合もある。山西省五台県においては、農村の労働力を軍隊のような方式で組織し、農業社から15－25歳の男女１万人（そのうち女性の比率は約20％）を選出し、いつでも国営･省営企業に行けるように待機させていた。そして、26－40歳の男女２万人（そのうち女性の比率は約22％）を農業部門の水利建設に動員できるように待機させ、その他、７万人程度の労働力を農業生産へと参加できるよう待機させていたとされる[39]。

以上のように待機させていた労働力の比率は、順に１：２：７であるが、そのうち農業生産に従事する人数は７割を占め最も多かった。そして、このような大規模な動員を円滑に進め、その人々の労働意欲を持続させるために、優れた成績を上げた個人や団体に対しては「三八」紅旗手や

[38] 同上。

[39] 金一虹「『鉄姑娘』再思考――中国文化大革命期間的社会性別与労働」社会学研究2006年１期174頁参照（邦訳は、金一虹（大橋史恵訳）「振り返り再考する――中国文化大革命期のジェンダーと労働、そして『鉄の娘』運動」ジェンダー史学６号（2010年）５～28頁である）。

「三八」紅旗集団など様々な表彰が全国各地で行われた。たとえば、1958年12月に全国婦聯は社会主義建設積極分子2504名を選出し、北京にまで招集し表彰した[40]。また、1960年３月に国際女性デーを祝して、全国から選ばれた6305名の「三八」紅旗手と3697団体の「三八」紅旗集団に対しても表彰を行っている[41]。

このような、全国婦聯によるモデル女性［模範］の創出は、生産労働に参加する女性の意欲を掘り起こすだけではなく、まさに旧体制から「解放」された女性像として称揚されることになった。それゆえ、女性たちはそのようなモデル女性としての女性像のなかに、みずからのあるべき規範的な姿を見出すことになった。だが、このようなモデル女性という女性像を創出したことには重要な意味がある。というのも、こうした女性像に対して女性みずから自己の姿を重ね合わせるようになったとすれば、このことは、共産党政権にとって女性たちを政治的に統制することがより容易になったとも考えられるからである。したがって、こうしてみると、最終的には党や政府による政治的統制が行われやすくなるかどうかが重要なポイントだったのかもしれないという疑義は残る。とはいえ、このような限界が懸念されるモデル女性としての女性像という発想であれ、当時の女性の労働参加にとってはやはり少なからざる意味をもったことも確かなところであろう。

ただ、いずれにせよ大躍進運動および人民公社化運動は、当時の中国における経済的基盤や経済的水準を度外視した、その意味ではあまりにも現実とかけ離れた政策であったため、実施する際に様々な問題を引き起こすことになり、政策の目的である工業・農業の大増産をもたらすことはできなかった。とくに農業では、「密植」・「深耕」といった無謀な農法を貫いたため、豊作は見込めず、かえって農業に重大なダメージを与えてしまうことになった。また、人民公社の設立によって農村のコミューン化が進み、生産意欲の漸次的減退がみられ、実際とは乖離した誇大報告を成果として党中央に申告するなどの現象が後を絶たなかっ

[40] 全国婦聯辦公庁編・前掲注５）115頁参照。
[41] 中華全国婦女聯合会編・前掲注27）164頁参照。

た[42]。しかも、この時期は天候にも恵まれず、凶作が続いた結果、多数の人々が食糧難に直面することになった。

そこで党中央は、このような最悪の状況に対処するために、大躍進運動の終息へと向けて動き出すとともに、人民公社を改革する方針を打ち出した。いわゆる調整政策への転換である[43]。従来の計画経済においては「重工業の優先的発展」が基本路線であったのに対して、調整政策のそれは「農業を国民経済の基礎」とする方針へと舵を切ったのである。こうして食糧の増産を中心とする農業振興策がとられることになった。調整政策が採用された結果、都市部の経済活動は縮小を余儀なくされ、そうした縮小にともなう都市部の就業人口削減策として、都市部の人々を農村部へと移動させそこで就業させるという下放政策が採用された。

この下放政策により、1960年春から２千万人の労働者、都市住民および政府役人、学生、党幹部が農業を支援するために農村に送り込まれた[44]。政府は農業生産を強化するために、労働力配分においては、農村の「完全労働力および労働力」の95％以上のうち、80％以上が農業生産に従事するよう要求した[45]。調整政策それ自体は、直接女性労働力について触れていない。ただ、この時期の農村部における女性の労働参加については、党中央による「農村婦女の労働保護政策について」と「農村における託児組織の問題について」という公文書が全国婦聯を通じて各地方組織へと伝達され、各地方の具体的な状況に応じて処理するようにとの指示が出ていた[46]。

そこには、労働力の適正配分と母性保護を遵守すること、および家庭副業の推奨などの内容も盛り込まれていた。黒竜江省でも、都市部の経済規模の縮小化により農村に戻ってきた元農民と下放された「知青」と呼ばれる青年知識人により労働力が過剰となり、女性の労働参加人数は

---

[42] ［浮誇風］、［共産風］、［平調風］、［瞎指揮風］、［強迫命令風］の［五風］現象が起きていた。

[43] 調整政策については鄭竹園・前掲注26）145 ～ 150頁を参照されたい。

[44] 鄭竹園・前掲注26）146頁参照。

[45] 同上。

[46] 中華全国婦女聯合会編・前掲注27）167頁参照。

1960年の190万人から1961年の140万人へと減少し、1962年になるとさらに減少されたといわれている。こうした状況で現状を克服するために、各クラスの婦聯は、女性が副業生産を行うようにとのハッパをかけ、とりわけ家畜（豚、鶏、兎、蚕など）の飼育に力を入れることによって、これ以上に女性の労働参加状況が悪化することを防ごうとした[47]。

このように、農村部における余剰労働力をどのように配分するかが問題となるなかで、適正配分および母性保護という名目において、女性の労働生産に参加することを意図的に制限したのではないか、ということも考えられる。しかし、ひとたび労働参加という形で動員された女性を「失業」状態へと追いやることは、農村部における社会秩序の安定を破壊することにもなりかねないし、みずから失政を認めることになることから、共産党政権に対する信望をも下げることにつながる。そこで考えられたのが、「集団経済の必要な補填部分」として家庭副業を再評価し、そこへ余剰労働力となっている女性たちを押し込むという手法である[48]。

その後、農村での調整政策が少しずつ浸透していくにつれて、農村女性の出勤率も回復の兆しをみせ始めた。全国婦聯は、1963年に「当面の農村婦女工作の任務に関する決議」を公布し、女性に対する社会主義教育を強化し、女性労働力を保護し、女性や児童の生活に関心を注ぐよう呼びかけるとともに、それを達成するための婦女代表会という基層組織を作ることを決定した。このような組織を立ち上げることによって、より身近に女性たちと接し、早期のうちに問題を発見し解決策を講じることとし、過ちが大きくなる前に問題を処理していくように筋道をつけたわけである。

また生産現場では、「農業は大寨に学べ」[49]とのスローガンが打ち出され、大寨の生産隊が生み出した「鉄の娘チーム」［鉄姑娘隊］のように、

---

[47] 黒竜江省地方志編纂委員会編・前掲注19）181 ～ 182頁参照。

[48] 秋吉祐子・前掲注17）337頁参照。

[49] 山西省昔陽県大寨人民公社の生産大隊が劣悪な自然環境にもかかわらず自力で生産をあげたとして、1964年に「農業は大寨に学べ」という全国的な政治キャンペーンの舞台となったことで知られる。

生産労働を通じて社会主義建設に貢献する女性たちを教育する有効な標語として全国各地で喧伝されるようになった。1964年５月27日には、毛沢東が十三陵ダムで発した「時代は変わった、男と女はみな同じだ。男の同志ができることは女の同志にもできる」[50]という言葉にも後押しされ、全国各地のあらゆる業界あらゆる業種で多くの「鉄の娘」たちが現れるに至った[51]。

このような女性による献身的な生産労働は、その後文化大革命の時期まで続いた。だが、文化大革命が開始されると、1968年２月、全国婦聯の組織的活動は全面的に中止せざるを得なくなった。全国婦聯の活動は1975年にようやく再開されるようになり、翌1976年には中国婦女第四回全国代表大会が開かれるまでに回復した。

（３）都市部における女性の就業

設立された当初、全国婦聯は都市部における女性の労働参加を当面の任務として設定していた。すなわち、「生産を発展させ、経済を繁栄させ、公私ともに考慮し、労資双方の利益を図り、都市と農村が助け合い、内

---

[50] 1964年６月に、毛沢東が劉少奇と一緒に十三陵ダムで泳いでいた際、数人の若い女性が後ろから泳ぎ着いてきたのを目にして、感慨をこめてそのように語ったのだという。1965年５月27日に人民日報がはじめてこの言葉を表にしたのは、「毛沢東十三陵ダムにて遊泳する」という報道のなかでの逸話であった。ところが権威ある定期刊行物がこれをスローガンとしてはじめて正式に引用したのは、1970年３月８日のことである。この日、人民日報が女性労働者たちの先進的足跡について報道した際に段抜きの見出しで用いた。それ以降1970年から73年にかけ、このスローガンは、［鋪天蓋地］（天地を覆い尽くさんばかり）の勢いで使用されていった。金一虹・前掲注39）180頁参照。

[51] その範囲は石油、電力、炭鉱、運輸、林業、漁業などにまでわたった。たとえば、女子採油隊、女子掘削隊、女子活線班、女子架橋班、女子運搬班、女子掘進班、女子民兵班、女子トラクター班、女子製材班、女子海洋養殖班など、全国的なブームを引き起こし、多くの英雄的女性が生まれた。しかしそのような理解は政治動員を単純に捉えすぎている。実際「鉄の娘隊」に類似するモデルは確かに存在したのだが、人々が想像するほど普及していたわけではないといわれる。金一虹・前掲注39）181頁参照。

外の交流を図る」[52]という原則のもとで、女性労働者だけではなく、労働者の家族および労働能力のある女性、さらに「家庭婦女」(主婦)を組織・動員し、工業・手工業および商品の流通などの分野へ女性が参入していくことを目指したわけである[53]。これらは1949年４月に中国婦女第一回全国代表大会の際に採択された決議に盛り込まれた内容だが、そこには建国直後の混乱した時期に国民経済を立て直すためにも生産参加に向けて女性を動員することが不可欠であったという事情が控えている。

だが、他方で、当時の情勢を振り返ってみると、女性に対する生産参加の呼びかけには別の理由があったことがわかる。というのは、まだ国民党との内戦が完全には終息していない状況においては、前線で戦っている共産党軍に対する物資の供給という問題が、依然として重要な課題として残されていたからである。しかも、1950年に勃発した朝鮮戦争への参戦に際しては、支援運動が全国で展開されるようになり、こうした困難な状況を打開し克服していくためには、どうしても女性の生産参加が必要であったと考えられる。その意味で全国婦聯は、生産労働に参加し経済的に独立してはじめて女性たちは解放されるとの説明を与え、とりわけ都市部の家庭に目をつけ、女性の参加を促すことにしたわけである。

農村部における就業は、基本的に土地さえあれば、出勤時間数はともかくとしても、一応は労働に参加したことになる。だが、このような農村部における状況と比べて、都市部の就業は比較的に困難であることは言うまでもない。したがって、女性たちが就業できるかどうかが真の意味で問われるとすれば、それは都市部においてであるといえるかもしれない。困難をともなうことが予想される、都市部における女性たちの就業政策が、建国後の中国においてどのように展開されてきたのだろうか[54]。ここでは、当時の就業状況について、既存のデータを分析し大ま

---

[52] 中国語では「発展生産、繁栄経済、公私兼顧、労資両利、城郷互助、内外交流」という。

[53]「中国婦女運動当前任務的決議」(1949年４月１日、中国婦女第一回全国代表大会により採択)。

[54] この問いの回答となる以下の記述は、主に秋吉祐子・前掲注17) 337 ～ 348

かな傾向を把握することにしたい。なお、使用するデータは秋吉祐子による「全人民所有制部門の女性就業に関するデータ」（図表２－１）である[55]。

先述したとおり、建国してまもないこの時期に、男女を問わず生産労働に参加するということは、経済を復興させるためにも人々が国から与えられた最重要課題であった。だが、生産手段や就業環境が実態として整備されるに至っていない労働現場は、これまでもっぱら家庭の中で家事労働を従事していた女性にとっては、非常に過酷なものであったと思われる。そのため、全国婦聯はもっとも早い段階で女性「四期」（生理期間、妊娠期間、出産期間、授乳期間）保護という考えを提唱し、さらに1951年９月に労働部によって女性労働者保護暫定条例（草案）が制定された[56]。そこでは、同一労働同一賃金、妊婦の軽作業への配置転換、妊婦および乳児がいる母親の時間外労働の禁止、授乳期間中の女性労働者に対する授乳時間の確保、妊娠や出産を理由とする解雇の禁止などが規定された。このような法的整備の進行は、職場で就業する女性たちに安心感をもたらすことはもちろん、より多くの女性が就業できるソフト面での環境整備に貢献するものとして評価しえよう。

1952年７月に出された労働就業問題に関する決定[57]のなかでは、翌年から始まる第１次５ヶ年計画を予測していたかのように、失業者はもちろん、家庭内の女性も含めて、労働力を有するすべての者が就業できるように努めるべきであるとし、経済を立て直すための就業政策の方針が明らかにされている。とりわけ女性については、家庭の条件や能力、各人の適性に基づいて職に就けるよう配慮されている。この政策が効を奏したのか、図表２－１からみられるとおり、1952年末の女性就業者数は184.8万人に達し、1949年に比べると124.8万人もの増加が認められる。

頁を参照した。

[55] 同上、338頁参照。なお、本データは、Delia Davin 氏の統計表を土台に、秋吉氏が補足したものである。ただ、「全女性人口」および「女性人口に占める女性就業者の割合」の部分は筆者によって付け加えたものである。

[56] 人民日報1951年９月22日付１面参照。

[57] 人民日報1952年８月４日付１面参照。

もっとも、女性就業者の全就業者に占める割合は7.5％から10％への増加にとどまっており、女性就業者の実数ほどにはその比率が増えているわけではないということがわかる。

また、第１次５ヶ年計画期にあたる1953年から1957年の間は、重工業の建設を重視した経済発展計画が進められてもいたので、投資の増大に伴い労働需要は増加し就業者人口も増えている。1953年までは、全面就業の政策が採られ、労働市場はかなり自由化されていたが、1955年後半になると就業の全面的管理･統制の方針が採られるようになったためか、就業者数の比率についても減少が確認される。そして1956年は、第１次５ヶ年計画の達成を早めるために積極的に財政計画が出された年にあたり、就業人口の伸びも見られ、就業の国家的管理・統制については、一般的に緩和措置が採られたとされている[58]。

もっとも、1956年から1957年にかけて、女性の就業人口にあまり変化がないことを踏まえると、就業の抑制策が採られていたのではないかと考えられなくもない。しかしながら、女性就業の拡大を建前とし推進してきた共産党政権が、表立ってこうした抑制策を選択し、これを積極的に進めることはできなかったと考えられる。おそらくは､女性幹部の｢勇退｣の奨励、家事労働の再評価などの措置によって、女性側からの自発的な退職を促すことによる就業人口の減少が期待されたのではないだろうか[59]。実際、行政機関や社会団体における女性幹部の数は、1956年の33.6万人から1958年の26.7万人に減少したことが統計から見ても明らかである[60]。

このような抑制効果はデータの上にも現れている。すなわち、1953年と1954年はそれぞれ15.4％、14.2％という一見すると安定的な成長率を示しているようにもみえるが、1955年になると1.6％と成長率は急速に低下し、1956年は32％という急激な成長がみられ、1957年になると再び成長率が低下している。この数値は全体の就業人口の増大率とほぼ同様

---

[58] この段落の記述は、秋吉祐子・前掲注17）341頁を参照した。

[59] 安子文「応該正確認識婦女幹部的退職問題」中国婦女1958年２号３頁参照。

[60] 中華全国婦女聯合会婦女研究所・陝西省婦女聯合会研究室編『中国婦女統計資料1949－1989』（中国統計出版社、1991年）241頁参照。

の推移を示しており、低い比率ではあるものの全就業者に占める女性の割合は確実に成長していることが窺える。

1958年からスタートした第２次５ヶ年計画においては、ここでも基本的に重工業が重視され労働集約型の生産方式が採られてはいるものの、意図的に生産計画を大幅に引き上げた点で第１次５ヵ年計画と異なっている。そして、このような大躍進政策は必然的に就業状況に大幅な変更をもたらすことになった。したがって、女性の就業がもっとも積極的に進められたのは、この時期であるといっても過言ではない。とくにそれまでは潜在的失業者とみなされていた家庭の女性たちを就業させる方針が採られたからである。当時の労働部の部長である馬文瑞によると、大躍進政策の実施によって現れる都市部の労働力不足を解消するための方法として、家庭内にとどまっている女性の労働力としての総動員が奨励されたとのことである。こうして、女性たちは「労働を行っておらず、時間的余裕のある産業予備軍」の対象として扱われることになったわけだが[61]、このような女性観そのものについて問われることは無く、むしろ女性たちに対する取り扱いとしてはもっとも適切な方法であると考えられた。結果的に、この時期の女性就業者数は過去最高の値を示している。1957年には約3200万人の女性が就業しているにすぎなかったが、翌1958年には7000万人と増加し、全体の就業人口増加率（84.9％）を大幅に上回った。さらに、1959年になると、全体の就業人口がマイナス成長を示しているのに対して[62]、女性就業者の成長率は18.1％という高い水準

[61] 馬文瑞「進一歩解放婦女労働力」中国婦女1958年９号６頁参照。また、各産業分野の女性の就業状況は、最も率の高い分野は58％の紡績業であり、ゴム・紙・ガラスなどの製造部門は20％前後であり、食品工業は14％にすぎず、サービス業はさらに低い率となっている。そこでこれらの分野の女性就業の比率を高め、紡績業を70％前後に、その他の軽工業部門を30％から50％にまで高め、サービス業においても比率を高めることによって、その分だけすでに就業している、および新規就業を予定している男性が余剰となることから、彼らを「本来男性」の適性であり、労働力不足をきたしている重工業、技術分野に振り向けることができる、という政策提案がそれである。許剛「動員婦女労働参加支援工業生産」中国婦女1958年12号８～９頁参照。

[62] 重工業部門など一部には実質的な調整政策の方針が採られていたことによ

を維持している。このような女性就業者の中核を占めたのは、それ以前には家庭内にとどまっていた女性たちであり、この階層の80～90％が就業していたとのデータもある[63]。

しかし、このような成長は一時的なものに過ぎず、その直後に行われた政策路線の転換によって急激な変化をもたらした。というのも、大躍進政策は客観的諸条件を無視した机上の理論に基づく経済計画であったために、所定の目標を達成することができなかったからである。しかも、予定どおりに事業が進まなかったのみならず、大躍進政策はこれまでの第１次５ヵ年計画によってもたらされた成果をも破壊してしまった。とりわけ深刻だったのは、国民生活の基盤を脅かすほどに農業生産が破壊されてしまったことである。そこで、1961年には党中央委員会において経済調整政策が採択され、国家の基本的建設をはじめとした経済活動の全般的縮小化を目指すことになった。

要するに、経済調整政策という名の下で採られた就業方針とは、人員の削減による合理化、いわゆる「リストラ」であった。たとえば、就業人口の増加を抑制する措置として、都市部におけるすべての企業および事業所は、向こう２年から３年の間、一時的な非正規労働者を募集することが禁じられることになった[64]。そこでは、1958年１月以降に就業した農村出身の職員や労働者たちも調整の対象とされた[65]。そして遂には都市部の人々を農村へと強制的に移住させる下放政策が登場し、大規模かつ強硬な政策の実施が要請されるに至る。

ちなみに、1960年は全体の就業人口が再びプラス成長をみせたにもかかわらず、女性の就業者数はマイナス3.4％と極端に落ち込む結果となっている。また図表２－１からは、女性就業者数のマイナス成長と呼応し、全体に占める女性の就業率も1.4％へと減少していることがわかる。

る。結果として就業人口増大率が減少したのではないかと考えられる。

[63] 当事の状況を表わす一場面として青島市の例を挙げることができる。青島市では、1959年の女性労働者が86985人に増え、これは1957年の２倍であり、家庭女性の就業者数は53769人で、これは全体の85％であるとされる。青島市史志辦公室編・前掲注20）242～243頁参照。

[64] 鄭竹園・前掲注26）146頁参照。

[65] 金一虹・前掲注39）174頁参照。

図表２－１．全人民所有制の女性就業に関するデータ

年	全就業者数（千人）	年間増大率	女性就業者数（千人）	年間増大率	全就業者に占める割合	全女性人口（千人）	全女性人口に占める女性就業者の割合
1949	8004	—	600		7.5%	260220	0.23%
1950	10239	27.9%	—		—	265270	—
1951	12815	25.1%	—		—	270690	—
1952	15804	23.3%	1848〔1063〕		11.7%	276490	0.67%
1953	18256	15.5%	2132	15.4%	11.7%	283280	0.75%
1954	18809	3.0%	2435	14.2%	12.8%	290240	0.84%
1955	19076	1.4%	2473	1.6%	13.0%	296560	0.83%
1956	24230	27.0%	3266	32.0%	13.5%	302920	1.08%
1957	24506	1.1%	3286〔3103〕	0.6%	13.4%	311840	1.05%
1958	45323	84.9%	7000	113.0%	15.4%	317990	2.20%
1959	44156	−2.5%	8286	18.1%	18.8%	323170	2.56%
1960	(45970)	4.1%	8000	−3.4%	(17.4%)	319240	2.50%
1981	〔109397〕		〔39353〕		〔36.3%〕	485530	8.11%

＊「—」は、データのないことを意味する。
＊（ ）は、『中共綜合要覧』（社団法人世界政経調査会、1967年）22頁からの数値およびそれを用いて計算したもの。
＊〔 〕は、『中国統計年鑑』（中国統計出版社、1981年）108頁、121頁を用いたもの。
出典：秋吉祐子「中国の社会主義経済建設過程における女性就業政策——中国共産党政権成立後の約10年間（一九四九～一九六一）——」『慶応義塾創立一二五年記念論集　慶応法学会政治学関係』（慶応通信、1983年）338頁参照。なお、「全女性人口」と「全女性人口に占める女性就業者の割合」の項目は筆者により追加した。その際に参照した文献は、中華全国婦女聯合会婦女研究所＝陝西省婦女聯合会研究室編『中国婦女統計資料（1949－1989）』（中国統計出版社、1991年）23～34頁、中華全国婦女聯合会婦女研究所＝国家統計局社会與科技統計司編『中国性別統計資料（1990－1995）』（中国統計出版社、1998年）7～32頁、王金玲編『中国婦女発展報告（'95＋10）』（社会科学文献出版社、2006年）210～240頁である。

以上のように、女性たちの就業に関する全体的状況を把握したことを踏まえて、次に地方の現場において婦聯組織が実際にどのような対応および展開を図ってきたのかという問題について、黒竜江省婦聯の取り組みをみることにしよう[66]。

[66] この部分に関する以下の記述は、黒竜江省地方志編纂委員会編・前掲注19）186～191頁を参照した。

建国初期、全国婦聯によって発せられた都市部における女性の動員に関する指示に従い、黒竜江省の婦聯組織は、女性たちに対して主体性や自己意識を持たせるような女性解放教育や愛国教育を行う一方で、就業に役立つ勉強会や研修会についても積極的に開催し取り組んだ。1958年に大躍進運動が始まると、婦聯は「家庭内における有閑者は、全面的に労働者化せよ」[67]というスローガンを打ち立て、女性の就業を促した。ある統計によると、1959年２月の時点で、国営企業、商業サービス、インフラ建設、文化衛生、行政機関や学校などにおける女性就業者数は、過去最多である121万人にまで達したとされる。単純に女性職員や労働者の数だけをみても、1957年の14.5万人から1958年の36.8万人、さらに1960年の61.6万人に増え、これまでのピークを迎えた。

また、婦聯は女性たちの就業意欲を引き出すために、先述したように積極分子やモデル女性を選出し、互いの業績を競い合わせさらなる成果を挙げるよう努めた。実際、全国婦聯の呼びかけにより、「比べる、学ぶ、追いつく、助ける」を競い合う活動が展開されることになり、990名の三八紅旗手と66団体の三八紅旗集団が選出された。多様かつ数多くのモデル女性をしつらえ、女性たちの就業に対する意欲と意識を高めようとしたわけである。

ところが、大躍進運動が挫折し1961年以降に国民経済の調整時期に入ると、都市部では「調整、強固、充実、向上」[68]という八文字によって表わされる方針が打ち出された。その際、真っ先にその調整の対象とされたのは、女性労働者である。そのため、大躍進以後の厳しい状況を前にして、全国各地の婦聯は労働部や他の関係部署と協力し、女性たちの就業先の再配分に向けて乗り出した。たとえば、集団労働に適した女性に対しては自宅の近くにある社辦工場（公社が経営する工場）などに配属し、集団労働に適していない女性に対しては工場からの下請けや手工業生産に従事させることとした。他にも、規定により農村に帰らざるを得なくなった女性に対しては説得を通じて農業生産に参加するようにさせた。

---

[67] 原文は、「家々無閑人、全面職工化」である。

[68] 原文は、「調整、鞏固、充実、提高」である。

このように、1960年に一度は過去最高の人数にまで上った女性労働者数は、翌1961年には50.4万人へと減少し、さらに1963年になると31.4万人程度にまで減ったのである。調整政策の下で女性労働者数が再び上昇するようになったのは1964年からである。この時期の女性の就業者数は32.3万人と僅かな伸びにとどまるものの、その後も着実に女性たちの労働事情は回復していく。ただ、経済状況が少しずつ改善していくなか、一部の国営企業では、出産や育児、能力の低さなどを理由に女性従業員を拒む傾向が見受けられるようにもなってきた。というのは、1964年の失業者17万人のうち、女性が10万人ほどを占めており、全体の58.8％と半数を超えている。こうした状況に対して、全国婦聯は「当面の企業における女性職員・労働者の使用状況と今後の意見に関する報告」を省共産党委および労働部門に提出し、改善策を求めた。報告によれば、一方で行政機関においては女性労働力の重要性を認識したうえで合理的かつ差別なき雇用を実現すること、他方で各企業においては女性労働者の職業技術を高めるよう努めたうえで計画出産や適齢結婚を勧め労働効率を上げるようにし、女性労働者の採用に向けて積極的措置を取ることが求められた。だが、こうした全国婦聯の努力は実ることなく、1966年から始まった文化大革命によって、婦聯の活動は中断することになる。

（４）家事労働

婦聯は、抗日戦争期以来の女性運動の精神を受け継ぎ、社会的労働への女性参加を女性解放の要件として重視してきた。それは「男は外で働き、女は家庭で家事・育児を担当する」という伝統的な性別役割分業に対する上からの改変をも意味する。しかし、こうした動きは社会進出により生ずる女性たちの社会的労働と家事労働の二重負担を緩和するにまで至らなかった。ただ、女性の社会的労働への参加が一般的になるにつれて、家事や育児を主とする家事労働は徐々に注目を集めるようになった。たとえば、比較的若年の母親が抱えている育児問題の対策として、1952年には既に婦聯組織などの関係部門によって、農村部で季節的な託児所が作られていた。また、婦聯は家事労働の現実的な必要性を重視し、衣服や草鞋作りは農閑期に行い、日常的な家事については家族構成員が合理的に分担することを呼びかけていた。こうしたやり方は、農村部で

集団的に衣食を可能とする共同食堂や共同裁縫所を設けるといったような全面的な家事の社会化にブレーキをかけられることになった[69]。なお、託児所を作ることにより女性の労働参加を促したのは、都市部においても同様である。

家事労働をどのように位置付けるのか、どう対処すべきなのかという問題については、その時々の政策路線によってニュアンスの異なる考え方が出され、あるいはまったく異なる見解も出されてきた。それらすべてを取り上げることはできないが、ここでは、1950年代の雑誌『中国婦女』という全国婦聯の機関誌に載せられた一部の記事や、婦聯や関係部門の幹部によって著された文章を検討することによって、家事労働をめぐる思想について明らかにすることにしたい。

女性の社会的労働への参加は、共産党と政府の主導により、多分野にわたって広く行われた。しかし、これまで女性が主に担ってきた家事労働が女性たちの足枷となったため、実際の女性の就業者数はたいして増加しなかったといわれている。仕事と家庭を両立させることに対して疑問を感じる女性も現れるようになり、雑誌『新中国婦女』(後の『中国婦女』誌) 1951年３月号には、こうした疑問を紹介した文章が掲載されている[70]。

林瑾という女性の疑問を見てみよう。林は、「結婚後、私は家事、育児に追われながらも仕事に精一杯頑張ってきた。だが、こうなるとなかなか学習する時間が取れない。それに比べて、夫は家事、育児にまったく協力せず、結婚前と同じく友達と遊んだり、学習に参加したりするような生活を送っている」ことへの不満を表しながら、「人民は解放されたというのに、なぜ私は解放されていないのか？」という疑問を投げかけた。このような林の発言に対し、編集者は、思想面において女性の解放という問題はどのように認識すべきであるかということと、女性における労働という当面の実践的な問題解決に向けてどのような対策を講じ

---

[69] 鄧潁超「四年来中国婦女運動的基本総結和今後任務」、1953年中国婦女第二回全国代表大会の基調報告である。

[70] この部分に関する以下の記述は、尹鳳先「仕事と家庭の両立を模索する女性たち――50年代から60年代までの『中国婦女』誌を中心に――」ジェンダー研究12号 (2009年) 110 ～ 111頁を参照した。

ることが可能であるかということ、この２点について、読者の意見や感想を募集することにした。

その結果、同誌の３月号から６月号に渡って、合計６人の読者の意見が掲載されることになった[71]。ただし、いずれの読者の意見も林の疑問に対して同情や理解を示すようなものではなく、批判的なものばかりであった。要点をまとめると、おおよそ次のようになる。第一に、子供は革命事業の承継者であることから育児は母親の神聖な責務であるというもの。第二に、合理的な時間の使い方を探求し家事や育児はもちろんのこと、生産労働への参加をも含めた時間の確保をすべきであるというもの。第三に、生産労働に参加することはすべて人民の事業のためであり、革命精神を持って耐え抜くべきであるというものである。

一連のやり取りを通じて、本誌の編集者や婦聯の関係者が立場表明することはなかったが、林が投げかけた疑問に対する批判的な見解だけを誌上にて紹介したということには重要な意味があったと考えられる。というのも、新中国の建設期である経済復興期とは、そもそも大量の労働力を必要とした時期であったことはもちろんだが、1950年から始まった朝鮮戦争の時期とも重なっていることから、多数の男性が中国義勇軍として朝鮮の前線に送られるなかで、国内的な労働力が慢性的に不足していた時期に該当するからである。それゆえ、朝鮮戦争に介入しつつも円滑に経済復興を遂げようとするのであれば、女性の労働参加によって不足分の労働力を補うことが必要であったわけだし、その際に女性たちが意欲を持って労働に打ち込むためには、仕事と家事との両立を確保するということが欠くべからざる課題として浮上してくることになる。

ともあれ、このような経済的、政治的背景の下で、林のような疑問を抱く不満分子に対してそれを批判する意見を持つ読者たちの訴えを全国婦聯の広報誌に盛り込んだということの意味は、おのずから明らかであ

[71] それぞれのタイトルは、次のようなものである。①「私の意見」、②「二児の母はそんなに忙しくないはず」、③「私は家事のうえに、仕事も学習にも参加している」、④「林瑾同志の問題に対する考え方は偏りがある」、⑤「辛酸をなめ苦労に耐える精神を持つべき」、⑥「私は７人の子供を育てながら社会労働に参加している」。

ろう。そこに改めて女性の自発的意志に基づく積極的な生産参加を促す宣伝効果が見込まれていたことは、想像に難くない[72]。とくに重要なのは、生産参加に励むのがなぜかと言えばそれは女性たち自らの選択によるものである、とした点である。

建国後の間もない時期で、婦聯もみずからの組織化に関して様々な業務を抱えていたことを考慮すれば、家事労働をめぐる問題は優先順位が低く、目を向ける余裕など無かったとも推測される。だが、女性が生産労働と家事労働という二重の労働負担を強いられていたことは確かであり、それに耐えられない林のような者に対しては革命精神が欠けているとして容赦ない批判が浴びせられたのである。新中国婦女誌のような雑誌で女性の労働参加をこのような形で取り上げるということの意味は重い。二重の労働負担に耐えられないような者には革命精神が欠けているという非常にわかりやすい精神論は、一般女性にとっても容易に受け入れられる傾向があったし、加えてモデル女性が創出されることによって女性たちの多くはみずからをそうしたモデルと同一化しようとするといった効果を持つ。結局、党や政府などの権力は、直接的に強制力を用いて介入せずとも、女性たちは家庭内における家事労働と社会における生産労働とを両立するのが当然であるといった雰囲気を作り上げることに成功したわけである。もっとも、家事労働と生産労働を両立させるといった課題は、当初から多くの女性を悩ませることを前提としたうえでのみ、打ち立てることが可能であったにすぎない。

とはいえ、復興期から社会主義改造、第１次５ヶ年計画、大躍進・人民公社運動、調整政策をとるに至るまで、女性の就業者数が増加していくにつれて、生産労働と家事労働の両立問題は徐々に上層部のレベルにおいても言及されるようになった。そこで、党や政府の上層部が家事労働についてどのような考え方を持っていたのかについて、次に検討して

[72] 今回の討論のなかで、７人の子どもを育てながらも生産労働に参加できた女性を模範的な存在として褒め称え、家事や育児は女性の責務であることを示した。そして、こういったモデル女性を宣伝用に用いられ、社会主義建設に必要とするのは、家事も育児も学習も仕事も一身に引き受ける強い女性像であることが分かる。尹鳳先・前掲注70）111頁参照。

みることにしたい。

尹鳳先によると、1955年頃から男性の家事労働への参加を呼びかける記事が各メディアによって取り上げられるようになったとされる。だが、1956年末になると、都市部において生じた労働力の余剰に対する就業人口の抑制政策を背景として、女性は家庭に戻り家事労働に専念するべきであるという見解が現れ始めた。そして、1957年４月24日付文匯報に掲載された「夫の苦悩」という記事をきっかけに、「家事労働と社会労働の矛盾」について小規模の討論が展開されたという[73]。そこでは、一方で妻の社会労働への参加に家庭不和の原因を見出し、女性を家庭に帰すべきだとする意見が表明されるとともに、他方では夫も家事労働を分担すべきだという意見のほうがより目立ったとされている。ここでの議論のポイントは、家事労働を夫にも分担させるべきであるといったことが論じられた点で大きな意味があったといえよう。だが、生産労働と家事労働との間で矛盾が生じた場合に、女性だけが家庭に帰り、家事労働に専念すべきだとの見解が当然のように存在している点で、おのずから限界があった[74]。

このような社会的状況を踏まえて、当時の全国婦聯副主席を務める章蘊は、家事労働の重要性を次のように述べている。「家庭とは社会の細胞であり、……家庭生活の処理の良し悪しは、家族構成員の社会主義に対する積極性に大きな影響をもつ。家庭の管理に問題が無ければ、社会主義に参加する家族構成員は何ら後顧の憂いもなく生産に専念できる」とする。家計については、「国家が生産する生活資料の大部分は家庭のなかで消費されており、家庭で倹約できるかどうかは国家の消費物資の供給状況に影響を与え」ていることから、各家庭が倹約を励行し蓄積を増やすことによって、国家建設のための資金を増大させ、建設事業の発展を促すことができるとした[75]。このように、家庭は社会労働に携わる構成員の再生産を行う場としてもっとも重要であり、そこでの経済活動

---

[73] 尹鳳先・前掲注70）112頁参照。

[74] 同上。

[75] 章蘊「勤倹建国勤倹持家為建設社会主義而奮闘」中国婦女1957年10月号14頁参照。

は国家経済活動にも影響を及ぼすことができる、とされている。

また、この種の発言の背景として、1957年から1958年にかけて行われた就業人口の抑制政策があったことには留意しておくべきである。全国婦聯は、当時の政府の財政難を克服するために作られた政策に合わせて「勤倹建国、勤倹持家（倹約して国を建て、家を建てる）」[76]というスローガンを提唱したが、これは「『勤倹持家』問題の解決は婦女団体の努力が必要である」とした毛沢東の指示に従ったものである。このような政治的文脈の中で、家事労働を担うべき対象が女性であるという認識は、実践面においてもそうした傾向がみられた。先述したように、まず辞職が要請されたのは不適格の女性幹部であった。社会のエリートともいうべき存在である幹部に対する事実上の「リストラ」が先導的な行為としてみなされ、女性全般の就業規制、ひいては女性の家庭回帰への動きとなることが期待されたのではないかと考えられる[77]。もっとも、このような党や政府、全国婦聯の政策本位的な方針と取り組みに対して、多くの人々、とりわけ女性の側からの問題提起がなされた[78]。

ところで、この時期までは、女性の就業についてこれが「個人の選択の問題」であると捉えられていたともいわれている。すなわち、もっぱら社会活動としての生産労働に従事すべきか、それとも家庭内における家庭労働として家事や育児に携わりつつ、余裕ができたら社会活動に参

---

[76] このスローガンは、「両勤」方針とも呼ぶ。第１次５ヶ年計画の後半（1955～1957）に毛沢東によって最初に提起されたのである。建国初期において深刻な財政難を抱えていた共産党政権は、それを克服するために全国民に「勤勉に労働し、節約をすることで国を建て家を営む」ことを呼びかけた。また「『勤倹持家』問題を解決するためには、婦女団体の努力が必要である」とし、男女問わず社会労働に参加するのはもちろんのこと、家政の管理はとくに女性に任せる、と述べる。全国婦聯はそれを任務の一つとした。編著者不明『羅瓊訪談録』（中国婦女出版社、2000年）144～148頁参照。このように、女性は社会と家庭を担い、男は社会を担う、という図式を暗に示している。

[77] 秋吉祐子・前掲注17）350頁参照。

[78] 当時の人民日報に取り上げられた記事としては、1958年１月22日１面の「工作和家務無法兼顧怎麽辦」、同年２月９日の「該不該退職回家従事家務労働」などがある。

加すべきかといった選択を行う際には、本人の家庭環境や身体的条件などを考慮したうえで決めることが望ましいとされていたわけである[79]。そうした風潮の中で、家事労働を重視するという点を意識した「五好運動」[80]が、当時は全国各地で盛んに行われていた。

要するに、女性たちは、社会主義建設の観点から必要に応じて社会労働への参加を促され動員されるとともに、その役割は、国家経済の一部である家庭経済とそれを支える円滑な家事労働を前提としたうえで期待されていたにすぎなかった。しかも、憲法によって女性は男性と対等な社会的、経済的、政治的地位が保障されていることになっているのだから、もっぱら家事労働に従事することになったからといって、男女平等の価値それ自体が失われることはないとさえ主張されていた始末である[81]。女性には家庭内における家事労働と社会労働との二重役割が期待されていた。

ところが、人民公社が制度化されるにつれて、家事労働に対する評価は大きく変化するようになった。人民公社は、政治・経済・軍事・教育・衛生などの公的機能ばかりではなく、衣・食・住などの私的機能をも担う、いわばトータルとしての人間生活を管理する機構として位置付けられる。そして、この人民公社こそ、「まさに共産主義の萌芽である」として捉えられ、大きな期待が寄せられることになった。したがって、従来の社会および生産の基層単位であった「小規模な家庭」は消滅されるべき対象であり、人々は人民公社という「大規模な家庭」で生活を営む

---

[79] 章蘊「談談対婦女参加社会労働和家務労働的看法問題」中国婦女1957年５月号２頁参照。

[80]「五好」とは、五つの素晴らしいことを指す。何を「五好」とするかは時期によって異なるが、1957年中国婦女第三回全国代表大会で提唱されたのは、「勤労愛国愛社団結互助好、勤倹持家好、学習文化技術好、尊婆愛媳教育子女好、清潔衛生好」である。つまり、勤勉に労働し、国と合作社を愛し、団結して互いに助け合うことは素晴らしい；倹約して家を営むことは素晴らしい；文化と技術を学ぶことは素晴らしい；姑を尊重し嫁を大事にし子息を教育することは素晴らしい；清潔で衛生を守ることは素晴らしい、ということを意味する。

[81] 筆者不明「家庭婦女応当如何更好地為社会主義建設服務」中国婦女1955年10号18 ～ 19頁参照。

ことが求められようになったわけである[82]。家事労働の社会化は、新中国の建国以来、ここで最大限に重視されるに至った。「わずらわしい家事に反対する全面的な闘争の行われるところだけ、もっと正確にいえば、わずらわしい家事を社会主義の大経済のなかに普遍的に改造し始めるところだけ真の女性解放、真の共産主義を得ることができる」というレーニンの見解が強く打ち出されたのは、ちょうどこの時期のことである[83]。

このように、女性が直接的に社会活動に従事することこそが「是」とされた。それは、当時全国婦聯主席を務める蔡暢の発言からも伺える。すなわち、「彼女ら（いわゆる家庭主婦）を社会の生産活動に参加せしめよ、決して『家事の捕虜』にするな、決して飯作りと子育ての枠のなかに閉じこめてはならない」と述べている[84]。つまり、女性が社会に出て生産労働によって所得を確保し経済的条件を整えることが、いわゆる真の意味での女性の独立と男女平等へとつながる、という主張が前面に出されたわけである。

だが、こうした動向に対して他方では、「家事労働の社会化は、現時点の中国の生産発展の水準のもとでは物質的および精神的な基盤を有し得ない以上、これを全国的に拡大し普及させるのは時期尚早である」といった意見もないわけではなかった。ただし、この種の議論は、「右翼日和見主義者の観点」として、非難、排斥された[85]。

人民公社には託児所の外に公共食堂や製粉・洗濯・裁縫・製鞋等の作業場が設けられ、家事労働の社会化が推し進められ、生産参加への時間が確保されるようになった。たとえば河北省東光県後屯村の場合、服の仕立代は労働点数３ポイント、鞋作りは一足で６ポイント、布団をほどいて縫うのは2.5ポイントと定められていた。これを一人ですべて行お

---

[82] 鄭竹園・前掲注26）62～63頁参照。

[83] 蔡暢「循着列寧所指引的婦女徹底解放的道路前進」中国婦女1960年９号２頁参照。

[84] 同上。

[85]「論集体生活福利事業的大発展」中国婦女1959年18号２頁。この主張は、1957年６月から行われた「反右派闘争」のキャンペーンに用いられたものでもあり、その後も頻繁に使われた。しかしそれはこのキャンペーンと関連性が強いことから、調整政策が進むにつれ、次第に下火になったといわれる。

うとすると４日は要するが、その分を集団農業に参加すれば最低24分もらえるので、差額12.5ポイントが浮くことから人民公社のメリットを語る農民もいた[86]。このように家事労働の集団化と有償化が進められ、家事労働に割いていた時間を省けるようになった分、生産労働に参加して点数を稼ぐことができるようになったわけである。

しかし人民公社化の不手際と行き過ぎによって人々の不満が強まり、一部の家事労働を自宅で賄うことが徐々に増えるようになってきた。また、３年連続の凶作や中ソ関係の悪化という事情も加わり国民生活が悪化し、1960年からは調整政策が採用され公共食堂も次第に閉鎖されるようになった。文化大革命期には「闘私批修」（私心を克服し修正主義を批判する）が唱えられ、家事労働が社会主義建設にとって社会的価値があるという考えそのものが修正主義であるとみなされたため、家事労働に対する公的評価は著しく低下することになった[87]。

その後、毛沢東の後継者と目され文化大革命を指導してきた林彪が失脚し、周恩来らによる収拾策が採られつつあった1972年２月、宋慶齢は「中国の婦女解放」という文章を発表する。宋によると、農村では現在に至ってもなお家庭内における家父長制思想に基づき様々な女性差別が跋扈しており、社会活動の面からみても男女間において同一労働同一賃金が実行されておらず、家事労働の重荷が女性の生産労働への参加を妨げる重大な要因になっていることが指摘された。農村部においては、父権的な家族と社会が、所有と経営の集団化が進められた人民公社の時代をもくぐり抜け、生き続けていたわけである[88]。

続く1972年から1973年にかけて、「男女同工同酬」の原則が再び宣伝されるようになったが、家事労働の問題について取り上げられることはなかった。その後、1973年末から江青らによる批林批孔運動において文革初期の四旧（旧文化・旧思想・旧風俗・旧習慣）批判が再び持ち出され、このなかで夫婦の家事共同分担が唱えられはしたが、これも1974年末に

---

[86] 末次玲子「近五十年の華北農村における家事労働史」柳田節子先生古稀記念論集編集委員会編『中国の伝統社会と家族』（汲古書院、1993年）556頁参照。

[87] 同上、558頁参照。

[88] 同上。

はみられなくなった[89]。

この時期における家事労働は、女性が生産労働へと参加するように組織化され動員されるに伴って出現した付随的な問題として現れてくる。生産労働と家事労働とを両立することに困難を感じる女性たちの反応を前に、全国婦聯は、『中国婦女』誌を通じて両立が可能となる方策を探ってはいたが、具体的に有効な措置を採るまでには至らなかった。そして、経済再建という社会主義建設が党の一元的指導の下で行われた当時の情勢のなかで、婦聯組織の主要任務は女性の生産労働への参加を動員することであり、最優先に果たされるべき課題であった。しかし、そうした婦聯組織の方針は、女性に仕事と家事の二重負担を強いることになった。

では、なぜ家事労働の社会化や男女による家事労働の分担が進まなかったのだろうか。その理由は、それが男女平等という理念の下で行われた真に女性を解放するための家事労働の社会化ではなく、その時々の政治情勢に依存しそれゆえ、その時々の政治情勢によってとも簡単に左右されてしまう、アドホックな女性政策の手段として女性の就業問題そのものが「動員」されてきたからである。もっとも家事の社会化が進んだと目される人民公社の時期においても、家事労働の主たる担い手は依然として女性たちであり、政治的状況がどんなに変化してもそこだけは常に「伝統」が息づいており、いわゆる性別に基づく役割分業が維持されていた。

したがって、女性就業政策の展開もまた社会主義経済建設の諸政策のなかでは常に党や政府の政策に対して従属的な位置付けをされてきたとみることができよう[90]。あるいは、家事労働をめぐる問題は、女性の就業政策を規定する条件を成すとともに、女性の就業政策から大きな影響を受けてきたともいえよう。

２　「婦女回家」論争と婦聯の対応

全国婦聯が本格的に活動を再開したのは、文化大革命の後である。

---

[89] 同上。

[90] 秋吉祐子・前掲注17）355頁参照。

1978年９月に、21年ぶりに中国婦女第四回全国代表大会が開催され、今後の活動方針についての取決めがなされた。文化大革命期までにほとんど停滞してしまった経済を再び発展させていくために、党や政府の方針に従い「四つの近代化建設」が今後の主要任務とされた。「四つの近代化は婦女を必要とし、婦女は四つの近代化を必要とする［四化需要婦女、婦女需要四化］」というスローガンを掲げたが、とりわけ女性（「半辺天」：女性が天の半分を支える）の役割が強調された。

本大会で副主任を務めた康克清は、任務達成のための方策について以下のように述べた。すなわち、「四つの近代化を実現するための後方支援兵の役割をしっかりこなし、革命の次世代を養育し、社会主義思想を以て婚姻家庭関係を処理し、さらに国内・国際統一戦線を強化する」[91]と。文化大革命終了直後ということもあり、この時期の任務は相変わらず党や政府の方針が忠実に表現されたものにとどまっており、婦聯の役割は、あくまでも国家の経済復興という重点政策の中でのみ意味づけられていた。そしてこれは、同年末に行われた「婦女工作の重点を近代化建設へ移す」という康によって行われたラジオ講話においてさらに強化されることとなり、そこでは党の第十一回中央委員会第三期全国大会での決定を擁護し、「女性の特徴」に合わせて貫徹、執行するようにとの呼びかけがなされた[92]。

また、全国婦聯は女性の自立を促す「四自」（自尊、自信、自立、自強）活動を全国規模で展開し、女性の社会進出を積極的に進めてきた。共産党政権誕生後の社会主義改造・社会主義経済建設時期から改革開放後の市場経済に転換した今日に至るまで女性の社会進出は、一貫して婦女解放の重要な前提とされてきたが、男女平等の度合いを測る基準としても用いられた。しかしながら、中国に限らず女性たちの社会進出はいつの時代でもどんな環境においても順風満帆なものではない。とりわけ、改革開放に向けた経済的合理主義の重視は、政府主導の女性の就業政策に大きな影響を与えたといえよう。その具体的な例として、女性が職場を去って家庭に帰ることの是非について繰り広げられている「婦女回家（女

[91] 全国婦聯辦公庁編・前掲注５）197 ～ 198頁参照。
[92] 同上、201頁参照。

性は家に帰れ）」論争（政策として現れる場合もある）を挙げることができる。

「婦女回家」論争は、単純に女性の就業政策をめぐる問題だけではなく、その時代における社会全体で占める女性の政治、経済の地位や社会状況の変化を把握するのに有効なものとしてもみられるため、中国国内ではもちろんのこと[93]、主に日本ではあるが国外の文献でも多く取り上げられている[94]。とりわけ、日本における「婦女回家」論争に関する議論は、全国婦聯の機関誌である雑誌『中国婦女』に掲載された特集「一九八八――女人的出路？」（1988――女性の生きる道は？）をきっかけに展開さ

[93] 代表的なものとして、臧健「婦女職業角色衝突的歴史回顧：関於『婦女回家』的三次論争」北京党史研究1994年２期16～22頁；蔣永萍「世紀之交関於『階段就業』、『婦女回家』的大討論」婦女研究論叢2001年２期23～28頁；欧陽和霞「回顧中国現代歴史上『婦女回家』的四次争論」中華女子学院学報2003年３期６～９頁；梁理文「市場経済条件下婦女的角色選択――関於『婦女回家』現象的思考」広東社会科学2003年３期116～120頁；徐家良「利益表達：社会団体対公共政策的影響力」天津行政学院学報；韓廉「社会転型期全民自覚維護政策公正的範例――世紀之交的『婦女回家』、『階段就業』論争與『十五』就業政策」湖南師範大学社会科学学報2008年６期64～69頁；宋少鵬「『回家』還是『被回家』？――市場化過程中『婦女回家』討論與中国社会意識形態転型」婦女研究論叢2011年４期５～12、26頁などがある。

[94] たとえば、松戸庸子「中国フェミニズムの新たな展開――『婦女回家』論争をめぐって」季刊中国研究15号（1989年）99～122頁；落合恵美子『近代家族とフェミニズム』（勁草書房、1989年）240～259頁；秋山洋子編訳『中国女性――家・仕事・性』（東方書店、1991年）141～204頁；くずめよし「1980年代の中国女性――経済改革政策下での『婦女回家』論争の展開」日米女性ジャーナル12号（1992年）93～110頁；瀬地山角『東アジアの家父長制――ジェンダーの比較社会学』（勁草書房、1996年）309～311頁などがある。近年、改革開放以降の政治的、社会的状況を踏まえて「婦女回家」論争を婦聯とのかかわりで議論されたのもある。たとえば、大橋史恵『現代中国の移住家事労働者――農村－都市関係と再生産労働のジェンダー・ポリティクス』（御茶の水書房、2011年）116～119頁である。さらに、1930年代から2000年までのものを整理したのが、尹鳳先「中国の『女は家に帰れ（婦女回家）』キャンペーンの歴史と現在――女性の二重負担の観点から」F－GENSジャーナル２号（2004年）13～20頁などがある。

れた論争（記事や論文）を紹介することに焦点が当てられており、当時の中国の女性論とその展開について深い関心が持たれていたことを物語っている。

また、過去に「婦女回家」論争が行われた回数は、論者によってその認識を異にする場合もあるが、1930年代から今日に至るまで四回あったという理解が一般的であると思われる。歴史的に繰り返し行われた「婦女回家」論争には、それぞれの時代の特徴が刻印されている[95]。

---

[95] 中国婦女百科全書によれば、1980年代前まで三回の論争が行われたという。一回目は、五四運動時期に胡適によって提起された「新良妻賢母主義」として、当時産業労働に参加した女性たちに対して家庭に戻るよう呼びかけた。二回目と三回目は、抗日戦争の前期と中期に行われたが、いずれも女性は家庭に戻って責任を果たし、国家のことは男性に任せるべきと主張した。蔡翔＝張躍明編『中国婦女百科全書』（安徽人民出版社、1995年）17頁参照。一般的によく見られる時代区分は、1930年代、1940年代、1980年代、2000年代という四つであり、いずれも女性の生き方そのものと密接な関連性を持つ議論であった。1930年代の論争は、中華民国の男性文学者である林語堂の1933年９月13日の時事新報に載せられた講演稿に書かれてある「女子は嫁に行くのが最良」、「女子のもっとも心に適う職業は結婚である」という言説が発端となり、抗日戦争が勃発するまでの1937年まで続いた。こうした林語堂の言説は、日常的に雑誌の読める都市部の富裕層を対象としており、女性の良妻賢母の役割が強調され、家庭の責任は女性の責任であることを前提としている。これに対して、男女平等になるためには男性と同様に社会進出するべきだという男女同権論からの批判は見られるものの、家庭の中での女性の役割について疑問を投げ出す論者はほとんどいなかったという。この部分については、夏蓉「20世紀30年代中期関於『婦女回家』與『賢妻良母』的論争」華南師範大学学報（社会科学版）2004年６期39～46、75頁；前山加奈子「林語堂と『婦女回家』論争――一九三〇年代に於ける女性論」柳田節子先生古稀記念論集編集委員会編『中国の伝統社会と家族』（汲古書院、1993年）509～525頁；尹鳳先・前掲注94）14～15頁などが詳しい。また1940年代の論争は、ひとりの女性知識人の端木露西によるものとして、重慶大公報（1940年７月６日付）に発表された「蔚藍中的一点暗淡」という文章が火付け役となった。彼女は、女性を家庭の中に位置付け、家庭の幸せを享受するにはまず良い主婦、良い母親になるべきだとし、良妻賢母論を展開した。これに対して、反対派は、女性を民族解放戦争に位置付け、民族解放のために貢献するべきだとし、社会的役割を強調した。詳しくは、臧健「婦女職業角色衝突的歴史回顧：関於『婦女回家』的三次論争」北京党史研究1994年２期16～22頁；

ここでは、本論のテーマとの関係から、改革開放以後の「婦女回家」論争および段階的就業問題を中心に論じ、それについて全国婦聯がどのように関わってきたか、さらに党中央や関係部署とのやり取りを通じて全国婦聯の位置付け、党中央との力学関係を考察し、その役割が結果的にジェンダー体制の形成にどういった影響を与えたのかを分析することにしたい。本来こういった言説は、現代中国が構造的に抱えてきた労働力配置と性別役割分業の問題と結び付くものであり、これを扱う際には歴史学的な視座だけではなく、政治的、経済的、法的背景にも気を配ることが重要である。以下、記述の便宜上、1980年代と2000年代という二つの時期に分けて検討する。

（1）1980年代の「婦女回家」論争

①　1980年に始まった「婦女回家」論争

この時期の「婦女回家」論争に関する時代的背景は、1978年12月まで遡る。このときに開かれた中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議は、中国国内体制の改革および対外開放政策、いわゆる改革開放政策の実施が提起されたものとして知られている。毛沢東時代の大躍進、文化大革命で疲弊した経済と社会を立て直すために、鄧小平は「四つの近代化」を掲げ、市場経済体制への移行を試みたわけである。それと歩調を合わせるかのように、全国婦聯もこの時期になると完全復活を遂げ、再び女性関連の業務を展開していくようになる。党の方針に従い、社会主義近代化建設をもっとも重要な課題として設定し、女性の社会進出を促すことに精力を挙げることに努めた。

また、かつて文化大革命時代に迫害を受け「リストラ」された幹部や労働者たちも続々と復職し、「上山下郷運動」（下放政策）によって農村へと移住を余儀なくされ追放された青年たちは、続々と職を求めて都市部へと回帰してきた。もっとも、改革開放の当初は完全に市場経済へと移行したわけではなく、計画経済体制が維持され、国家がポストを分配する統一的な就業政策を取っていたため、国営企業および事業団体の労

尹鳳先・前掲注94）13 ～ 20頁などを参照。1980年代と2000年代の論争については、後述するため、ここでは省略する。

働者数は急激に増加した。国有企業における女性労働者の割合（数）は、1965年の21％（786.1万人）から1977年の28.3％（2036万人）にまで増加し[96]、新規労働者数は1700万人にも上ったといわれている[97]。それでもすべての人に職を用意できず、自宅で待機する「待業青年」も多数出現し、その内訳としては女性がかなりの割合を占めていたともいわれている。しかも、国家が職を分配し統一的に就業を管理しているわけだから、そこに個人の能力や希望に基づく職業選択の自由などはない。とはいえ、職があてがわれず収入がまったく無いのに比べれば、少しでも家計の助けになることから収入の多寡は二の次の問題であり、仕事が与えられるだけでもありがたいという有様だった。

しかし、こうした就職対策は国家や社会の安定に大きな負担を加えるようになり、当時の労働力配置問題を主に担当する労働部は新たな対策に乗り出さざるを得なくなった。そこで1980年の夏、労働部は、ついに党中央に宛てた報告書のなかに「婦女回家」を書き込み、就業対策としてこれを提案するに至った[98]。すなわち、すでに就業している女性を家庭に戻し家事労働へと専念させることにより、余剰ポストの定員枠を男性に回すという措置を取ろうとした。

また、こうした動向と前後して、これに先立つこと５月に、上海のある新聞には、労働者の数がその需要をはるかに超えてしまっていることから、とくに女性に対して職の分配を行う際には女性の生理的特徴を考慮し合理的な産業構造の要請に合わせるべきであり、こうした措置は家庭や社会をめぐる現状の問題解決に向けて大いに役立つとの記事が掲載されている[99]。いうまでもなく、これは女性の家庭への回帰を主張するものにほかならない。ただ、この記事に対して上海市婦聯は座談会を開

---

[96] 中華全国婦女聯合会婦女研究所＝陝西省婦女聯合会研究室編『中国婦女統計資料1949－1989』（中国統計出版社、1991年）241頁。

[97] 潘錦棠「経済転軌中的中国女性就業與社会保障」管理世界2002年７期59 ～ 68頁参照。

[98] 『羅瓊訪談録』（中国婦女出版社、2000年）194頁；全国婦聯辦公庁編・前掲注５）226頁などを参照。

[99] 徐家良『制度、影響力与博弈――全国婦聯与公共政策制定』（中国社会出版社、2003年）145 ～ 146頁参照。

き、女性の就業は女性解放と密接な関係を持っており、待業青年が多いのは決して女性の就業によるものではないとして、反対の立場を示したといわれている。したがって、このような経緯を勘案すれば、1980年代の「婦女回家」論争はまさにこの頃から始まっていたと考えられるし、論争が起きた政治的、経済的、社会的背景を的確に把握することによって、その時代のジェンダー体制の特徴を見出すことができるとも考えられる。

ともあれ、1980年夏の労働部の動きに対して、全国婦聯は「婦女回家」を阻止するために速やかに行動に移した。まず、全国婦聯の幹部を集め十分な議論を積んだうえで、８月３日には、中共中央書記処書記で国務院副首相である万里と中央書記処書記の彭衝に書信を送り、労働部が提案した「婦女回家」による失業緩和対策に対して反対の立場を表明した。８月７日に開かれた、労働部の提案を検討する会議に、婦聯が呼ばれることはなかったが、非公式のルートを通じて会議主催責任者である彭衝および胡耀邦と連絡を取り、会議に出席する機会を得た。その席で、全国婦聯の羅瓊は、労働部が提出した「婦女回家」のような考え方は時代の逆戻りであり、生産力の発展や生活水準の向上に対して悪影響を及ぼすとの反対意見を述べた。そして、これを聞いていた胡耀邦は、「こういった意見は、社会主義に自信を無くした現れであり、就業問題は改革という手段で十分解決しうる問題である」と述べることで、全国婦聯の立場を肯定する考えを示した。その後、こうしたやり取りが中央書記処会議紀要にも掲載され、結局、党中央は全国婦聯の立場に賛成するという文言を残した。また、間もなく開催された全国労働就業会議において、万里は労働就業体制に関する改革を明確にし[100]、男女平等原則の下で女性の特徴を生かした就業体制をとるとともに、女性労働者の保護も強調

[100] 労働就業体制において、いままでは「一つの扉［一扇門］」だったが、これからは「三つの扉［三扇門］」を開くことへ改革していくとした。「三つの扉」とは、国家による分配、集団企業による吸収、労働者自らによる就職活動を同時に展開していくことを指す。つまり、全人民所有制、集団所有制、外資・個人経営の企業による雇用創出を目指すことである。

するに至った[101]。

ここで1980年に始まった「婦女回家」に関する議論はいったん落着する。今回の政策決定から「婦女回家」を回避することに成功した点からみれば、全国婦聯の側の勝利に終わったといえる。これは、全国婦聯があらゆる手段を駆使して「婦女回家」を政策として盛り込むことを阻止した結果であり、女性の社会進出こそ女性解放に繋がるという信念が貫かれた一例として記憶することができよう。そして、このような行動を取ることができたのも、鄧頴超と康克清という偉大なる二名の先輩たちよる後押しがあったからであると羅瓊は回顧している[102]。

②　1980年代後半に起きた「婦女回家」論争と段階的就業

「婦女回家」に関する議論は一見すると落ち着いたかのようだが、女性をめぐる就業問題の状況は、その後においても変わることはなかった。長期に渡って労働力を統一的に分配する制度［統包統配］を採用してきたことから、国営企業では余剰な人員を抱える状態が慢性化していたからである。だが、市場経済の原理を浸透させるために、企業は効率第一主義という原則の下、これまで続いてきた慢性的な余剰労働力を整理し、組織として肥大化してきた企業の無駄をカットするために、労働組織の最適化［優化労働組合］を図り[103]、余剰人員を削減するなどの措置を採るようになった。こういった措置は、「固定工」と呼ばれた常用労働者の「鉄の飯茶碗」[104]に対する挑戦として、従来の終身雇用制度にメスを入れ、

---

[101] この段落の整理は、『羅瓊訪談録』（中国婦女出版社、2000年）194 ～ 197頁を参照したものである。

[102] 鄧頴超と康克清は、二人とも共産党政権誕生前から活動してきた女性指導者として、当時の鄧は全国婦聯の名誉主席、康は現役主席であった。また、鄧は周恩来夫人で、康は朱徳夫人である。したがって、二人の党内における影響力が、今回の防御を成功に導いたことは簡単に推測できよう。

[103] 1984年に河南省、河北省、黒竜江省などの地で率先して行われ、３年後の1987には全国的に広まるようになったとされる。潘錦棠・前掲注97）64頁参照。

[104] 中国語は「鉄飯碗」と呼ぶ。国によって保障される職業のことを指し、鉄の茶碗は落としても割れないということから転じた言葉である。従来、国有企業、各政府機関の労働者・職員は、いったん就職すれば基本的に転職できなかった

労働力の流動化を促すことになった。

その結果、企業内には定員外の余剰人員［編余職工］[105]が生まれ、従来のポストから「引き離され」、割引かれた賃金を手にして、長期休暇を余儀なくされ、あるいは自宅待機を命じられ、解雇されないまでも企業内待業させられることになった。もちろん、その多くは、女性であった。ある文献によると[106]、全国総工会女工委員会（全国労働組合総連合女性労働者委員会）が全国11の省や市の660企業に対して行った調査では、企業内待業者のうち、64％が女性であったことが明らかになっている（なかでも、商業、サービス部門の企業内待業者のうち、女性は82％に達している）。また重工業地区、たとえば遼寧省などでは、定員外の余剰人員のうち、女性の比率が70％に達すると推計され、また都市や特定の業種においては80％から90％の高い比率を記録していたという。もっとも典型的なのは、山東省のある工場の例で、そこでは121名の定員外の労働者のうち、実に120名もの人は女性であった。こうなるともはや企業の「効率化」とは「男性化」のこと以外の何ものでもなかったといえよう[107]。

また、女性労働者保護条例（1956年、1988年）により保障された四期の保護（産休が従来の56日より90日に延長[108]）、託児所や幼稚園の整備

が、反面、たとえ仕事の成績が悪く貢献度が低くても解雇されることはなかった。天児慧ほか編『岩波現代中国事典』（岩波書店、1999年）909頁〔上原一慶〕参照。

[105] 合理的に定められた定員に基づいて職場を再編することによって定員外の余剰人員を職場から外し（「優化労働組合（労働組織の最適化）」）、彼（女）らを企業内待業化（当該企業従業員としての身分を残したまま、企業内別置会社や関連会社に配置替えしたり、能力向上のための技能訓練、転職訓練を実施したりする）させることと結合して行われた。

[106] 水田珠枝ほか編『女性の解放・社会の解放』（ユニテ、1993年）60～87頁〔金一虹〕参照。

[107] 同上。

[108] しかも計画出産政策推進のため、晩婚・一人っ子の場合にはさらに産休が延長されることが地方ごとの条例によって規定されている。たとえば、上海市では晩婚（24歳以上の初婚）の場合、産休が15日増加され、遼寧省では一人っ子の場合、産休が134日に延長されるとされる。

など労働者の社会保障や公的サービスは、企業の財政をひどく圧迫した。このような社会保障や公的サービスは、一面で女性が安心して就業できる条件を提供し家事労働の負担を一定の程度で緩和したことは確かだが、他面では逆にこうした政策に甘んじ国家や企業［単位］に過度に依存してしまう傾向を生み出し、市場経済への参入を拒む原因になってしまったといえる[109]。そこで、一部の都市では産休、育休に入る女性に対して段階的な就業（休暇期間は給料の７割が支給され、長期の場合は子の小学校入学まで休むことができる）形態[110]が試験的に行われるようになった[111]。もちろん、この時期にこうした政策を実施する目的が企業内部の人員調整にあることは容易に想像できる。しかも、段階的就業は、こうした四期女性の自宅待機を一般化・全面化するものであるともいえる[112]。たとえば、1989年の長沙市では、女性労働者が自宅待機の対象となる原因のうち、もっとも多いのは、女性の出産・育児による休暇であるとされている[113]。つまり、女性が女性であるがゆえに生ずる生理的現

---

[109] 蒋永萍「両種体制下的中国城市婦女就業」婦女研究論叢2003年１期16頁参照。

[110] この段階的就業は、実は1980年代初めにすでに議論があった。全国婦聯の副主席である羅瓊は、1984年に北京で開催された、女性問題調査と理論の座談会において行われた「経済体制改革と婦女労働就業」というスピーチの中で、段階的就業論に反対していた。羅瓊は、日本の中断型再就職（M 字型就職）を例として挙げながら、日本の女性が就業ブランク後に再就職するときには待遇や仕事内容に恵まれないことや、雇用形態が主としてパートタイム労働になっていることの問題性を指摘したのである。全国婦聯辦公庁・前掲注５）285 ～ 286頁；木村田鶴子「中国における『婦女回家』論争と『段階性就業』」成蹊人文研究12号（2004年）112 ～ 113頁参照。この時の段階的就業は、職員・労働者の正社員［固定工］という身分が保障され、かつ一部の給料も支払われる上で、産休・育休に入ることから、真の意味での段階的就業とはいえないとする論者もいた。劉夢霞「尋求合理解決婦女就業問題的途径」婦女工作1989年５期17 ～ 18頁；盧樹存「対婦女就業的両点看法」婦女理論研究1989年２期参照。

[111]「瀋陽剥離冗員進展平穏、人数六万、女工階段就業、苗頭再現、享暇七年」中国婦女報1988年７月29日１面。

[112] 小浜正子「現代中國都市における性別役割分業」柳田節子先生古稀記念論集編集委員会編『中国の伝統社会と家族』（汲古書院、1993年）579頁参照。

[113] 木村田鶴子・前掲注110）99頁参照。

象や出産に伴う休暇を取るということは、企業にとって女性が十分な「戦力」となりえないことを示すものとして、企業が女性労働者を敬遠する重要な原因になっていると考えられている。したがって男女平等を実現しつつ、母性保護を行うという社会主義政権成立以降に掲げられてきた原則を実行していくには困難であることを示している。

こうした社会的背景の中で、全国婦聯の機関誌『中国婦女』は、「問題討論」というコーナーにおいて「一九八八――女人的出路？」(1988――女性の生きる道は？）という特集を設け、大きな反響を呼んだ。読者投稿による今回の「婦女回家」論争は、一年余り続き、この間に多くの投稿が寄せられた[114]。特集の冒頭で明言されているように、本特集の目的は改革・開放の理論的根拠となった社会主義初級段階論に合致する、婦女解放の理論を模索するための試みである。投稿の多くは、婦聯関係者や研究者によるものであったが、一般女性からの投稿でもっとも注目されたのは、職場に人員調整の対象として指定され家庭に戻らざるを得なかった黎静の葛藤を記したものであった[115]。そして、もう一つ注目を集

---

[114] 本誌での「婦女回家」論争は一年あまり続き、全部で38本の投稿があったといわれる。瑪格麗特・呉「中国女工的保護与平等」李小江ほか編『性別与中国』(生活・読書・新知三聯書店、1994年）101頁参照。なお、「婦女回家」論争は、中国婦女誌以外の多数のメディアによって取り上げられるほど社会的問題となった。たとえば、中国婦女報の「果たして道はどこにあるのか［敢問路在何方］」、中央テレビの「婦女回家」に関する番組やドキュメンタリーなどがある。

[115]「私の生きる道はどこに？［我的出路在哪里？］」というテーマでの投稿である。黎静は都市部に住む労働者として余剰人員の整理により不本意にも８割給料で自宅待機者となっていた。彼女は、以下のように述べる。「…家に帰って以来、私たちは社会の理解と人びとの尊敬を失ってしまった。冷静に考えると、子どものために仕事を失ったけれど、子どもは私だけの私有財産でもないのに、何を根拠に私をこんなにも無情に扱うのか。競争は、出発点が平等でなければならないとよく言うのではないか。私たち女性は、出産、育児、家事労働の重荷を背負い、そのうえ仕事の面で男性と比べられる。こんな競争は、出発点が平等と言えるのか。女性は人類の生命を引き継ぐという重荷を背負っているのに、どうしてこの貢献は社会の承認を受けないばかりか、女性を淘汰する理由になるのか」。黎静のこのような記述は、多くの一般女性の声を代弁しており、市場経済への過渡期における、職場の現場から不本意に外されてしまった心境

めたのは、本誌記者による「大邱庄『婦女回家』の考察」という報告である。これは、天津郊外にある大邱庄で独自の副業により生活が豊かになり、８割近くの既婚女性が自らの選択によって家庭に戻った例である。

ここで挙げた二つのケースは、まったく異なる例であり、当時の農村部と都市部における女性を取り巻く就業状況を如実に物語っている。これについて、本誌の編集長であった郭楠檸は、当時の農村の状況について、「条件が整い」「本人が望む」なら、家庭に戻り主婦になることも一つの立派な選択肢になり得ると肯定的に評価し、女性の生のあり方について多様性を認める見解を示した[116]。もっとも今回の論争では、女性就業に対する考え方や家事労働の位置付け、さらに男女平等・婦女解放とは何かについての意見が出された。そしてこれらの意見は、これまで堅持してきた社会主義的な価値観と改革開放に伴う効率重視の価値観との衝突として現れた。女性は社会貢献を通じて経済的に自立することによって初めて解放されるとみる意見があれば、男女の区別を認めつつ家庭と仕事のバランスを取るべきであるとする意見や、女性に自ら選択できるようにするべきであるとする意見もあった。しかし、これらのいずれの意見も、女性自身をまず国家という枠組みの中に位置付け、個人は国家を媒介とすることによってはじめて真の個人になり得る、という人間観が強調されているように見受けられる。

全国婦聯と全国総工会女性職員労働者部は、地方政府の主導によって試験的に段階的就業が採用されることに反対の立場を採り、この流れを食い止めようと努めた[117]。1988年９月に開催された中国婦女第六回全国婦女大会における宣言をみてみよう。

> 「一部の地方で女性の生理的特徴を理由に女子大学生や女性労働者の募集を制限し、また職場で行われる余剰人員の整理において条件を満たしている女性労働者を外すなどの現象が起きているが、こういった問題は改革が進むことにより合理的な解決が図られるであろ

を表わしたものである。

[116] 木村田鶴子・前掲注110）98頁参照。

[117] 以下は、徐家良・前掲注99）153～156頁を参照した。

う。……余剰人員削減の対象となる女性労働者のために、婦聯は関係部門に対して働きかけ就業機会を創造していく必要がある」[118]

そのうえで大会では、社会主義商品経済の発展に見合う柔軟かつ多様な就業形態、すなわち「柔軟な業務体制、半日制、時間制、歩合制など」を模索することについても言及がなされた。

このように、就業する機会を増やすために多様な形態を取ることを提唱するが、段階的就業については反対の立場が示された。また、女性の出産に伴う負担を軽減するために、同年４月には、全国婦聯をはじめ全人大代表により出産の保護と補償問題に関する特別法を作るようにとの提案もなされている。たとえば、生育費用の社会補償制度などがそれに該当する[119]。小浜正子によると、この制度は1988年９月から鞍山市と南通市を皮切りに実施され、その後1991年５月までの間に12の省と61の市県で開始された。しかも、鞍山市以外はすべて中央の指導によるものであり、政府の段階的就業推進の意図をここから読み取ることができる[120]。

そして1988年10月、労働部は全国婦聯の反対意見を取り入れて[121]、国

---

[118] 中国婦女第六回全国婦女代表大会で行われた張幗英による業務報告「自尊、自信、自立、自強、為奪取改革攻堅階段的勝利建功立業」から引用した。

[119] この制度は、休業中の女性労働者の賃金を、男女双方の所属機関で折半して負担、あるいは都市ごとに全機関の拠出によって社会基金を創設しそこから支給しようとするものである。小浜正子・前掲注112）580頁参照。この社会基金の創設は、従来、「鉄の飯茶碗」の下で労働者の福祉を所属機関に全面的に負わせていたことから、社会的な労働保険制度を創設・整備していこうとする一連の改革の一つと位置づけられる。松戸庸子「転換期を迎えた中国の社会保障制度」海外社会保障情報81号（1987年）61 ～ 77頁参照。

[120] 小浜によれば、1988年後半からすでに段階的就業を主とする「弾性就業制」が各地で進められていた。たとえば、湖南省株州市では、10月より「女職工弾性工作制」の試行を開始した。これは、①一人っ子出産の場合、満三歳までの休業；②手工業の家庭内での請け負い、③各種のパートタイム勤務、④年齢を早めての退職、などを本人の希望により行うというものである。小浜正子・前掲注112）580頁参照。

[121] 全国婦聯は、国連がスポンサーとなったあるシンポジウムにおいて、労働

務院に宛てた「女性労働者の段階的就業について」において、次のような報告を行い段階的就業制度の当面の実施を見送ることにした。

「当面の経済発展状況、職員の給料水準などの要素を考慮すると段階的就業制度の普遍的な実施は、時期尚早とも言えるが、しかし、今後の経済構造の予測によれば、こういった就業政策の採択は時間の問題である」

労働部の報告を受けて、国務院も段階的就業が国情に合わない政策であると位置づけ、そもそも就業市場に行政が介入していく計画経済に見据えた政策であることから、市場経済の制度に合わないとして、結果的に許可することはなかった。

（２）2000年前後の「婦女回家」論争と段階的就業

1992年に鄧小平が行った南巡講話は、経済改革と対外開放を大胆に加速する方針を明確にしたことによって、以後の経済の自由化が猛スピードで進むことになった。それゆえ、国営企業は大きな打撃を受け、中国社会における就業構造に大きな変化をもたらした。1995年の国家統計局による人口１％を抽出したサンプル調査によると、都市部の失業率は4.03％で、レイオフや長期休暇の労働者を入れると5.02％にまで達し、これを実数でみるとそれぞれ728万人と917万人になる。また、国有企業や集団所有制の企業における余剰人員は約2200万人に上り、全労働者数の15％を占めるまで至り、農村部における余剰労働力は約13000万人にまで膨れ上がった[122]。以下の表は、2000年12月に婦聯と国家統計局により行われた調査に現れている18歳から64歳までの男女就業率の変化である。

部の官僚に対して段階的就業についての反対意見とその理由を述べる機会があったとされる。これについて、労働部の官僚の答えは、女性の段階的就業の実施は女性を保護するためであり、これが女性の発展を阻むとしたら、やめざるを得ないというものであった。徐家良・前掲注99）155頁参照。

[122] 徐家良・前掲注99）156 ～ 157頁参照。

図表２－２．10年間の男女（18～64歳）就業率比較（単位：％）

	全国		都市		農村	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1990年	96.1	90.5	90.0	76.3	97.4	93.9
2000年	93.6	87.0	81.5	63.7	97.3	94.8
	－2.5	－3.5	－8.5	－12.6	－0.1	＋0.9

出典：全国婦聯＝国家統計局「第二期婦女地位抽様調査主要数据報告（2001年９月４日）」http://www.wsic.ac.cn/staticdata/68555.htm（2015年３月１日最終閲覧）

上記の表をみると、都市部における就業率の低下が目立つ。とくに、女性の就業率は男性に比べてさらに4.1％下降していることがわかる。このことは、男性より女性の方が失業やレイオフの影響を受けやすいことを示している。また、この表には現れていないが、18歳から49歳までの女性の就業率は72％であり、1990年の88.2％から16.2％下降している[123]。深セン市では、レイオフの労働者のうち、女性は67％占めており、一年以上経つ者のうち女性の比率は73％にまで上る。こうした数字からわかるのは、女性労働者の方が男性より経済不況の影響を受けやすい傾向にあるということ、いったん仕事を辞めてしまうと男性より女性の方が再就職先を見つけにくいのではないか、といったことである。

では、こうした背景の下で、党や政府は女性就業の対策としてどのようなことを考えていたのだろうか。また、党や政府の動向に対して全国婦聯はどのように対処したのだろうか。以下ではこの点について述べてみたい[124]。

1996年に行われた党中央の指導者によって開かれた北戴河会議では三つの議題が討論された。そのなかには女性の段階的就業制度についての議論も含まれていた。女性の就業問題が再び労働部から提出され取り上

[123] 全国婦聯＝国家統計局「第二期婦女地位抽様調査主要数据報告（2001年９月４日）」http://www.wsic.ac.cn/staticdata/68555.htm（2015年３月１日最終閲覧）

[124] 以下の全国婦聯の取り組みに関する内容については、徐家良・前掲注99）160～187頁を参照した。

げられるようになったのである。これに対して、全国婦聯は1996年11月に全国の６市（廣州、上海、瀋陽、天津、武漢、済南）において調査を行った。その結果、68.8％の女性が段階的就業に反対し、そのうちの82％は高学歴者であることがわかった。本調査に関する報告は、その後1997年３月に開催された全国政治協商会議において提出された。全国政治協商会議委員で全国婦聯副主席である劉海栄は、段階的就業が憲法や労働法、婦女法に違反するものである以上、その施行については断固反対すると主張した。さらに、他の委員たちも、段階的就業制度は多くの働き盛りの女性たちを経済領域から締め出すことを含意するため、この制度によって女性の全体的な資質［素質］が劣化し、ひいては人類の再生産の社会的価値を弱化させてしまうことになると主張した。

中国人民政治協商会議全国委員会提案工作条例[125]の規定18条によれば、各委員により提出された提案は一度審査を行い、認められたものについては、会議期間終了後、党中央関係部門または全人大常務委員会辦公庁、中央政府の関係部署などに送付され、改善策などの回答を乞うことになっている。全国婦聯と政治協商委員らが段階的就業に対して反対であるとの意見を全国政治協商会議に提案したところ、労働部から向こう三年以内に女性の段階的就業制度を設けることは控えるという回答が出され、全国婦聯の意見が受け入れられる形で今回の騒動も終息に向かうことになった。その意味では、全国婦聯の積極的な取り組みにより、今回も労働部による段階的就業制度の実施を何とか食い止めることができたといえよう。その後、全国婦聯婦女研究所は中国致公党婦女委員会と共同で女性のレイオフ・再就職状況についての調査報告を再び1998年の全国政治協商会議に提出し、段階的就業制度の弊害を訴え続けた[126]。

しかしながら、2000年になると、全人大により作成された第10次５ヶ年計画の草案である「国民経済と社会発展に関する第10次５ヶ年計画の

---

[125] 1991年１月11日政治協商会議７期常務委員会12回会議において採択され、1994年10月８日、2000年２月29日、2005年２月28日一部改正された。

[126] 中華全国婦女聯合会婦女研究所・中国致公党委員会婦女工作委員会課題組「関於女職工下崗――再就業状況的調査報告」婦女研究論叢1998年３期13～19頁〔丁娟執筆〕。

建議の制定」に「就業を拡大し、社会保障制度を整備し」たうえで、「段階的就業制度を設け、弾力的就業形式を取り入れる」という文言が書き込まれたため、またも段階的就業制度は議論の的になった。ちなみに、段階的就業制度が党中央の文書で現れたのは今回が初めてである。その後、「国民経済と社会発展の第10次５ヶ年計画の制定に関する建議」（以下、「建議」と略す）に対する意見募集が始まり、建議には「段階的就業制度を設け、非全日制就業および季節的就業など弾力的な就業形式を発展させる」との文言が示された。

そして2000年12月19日に公表した白書「二十一世紀の中国における人口と発展」においても、「労働力資源配分の最適化」という部分に「就業機会を増やす努力をし、……段階的就業制度を設け柔軟な就業形式を推進する」ことが明記され、徐々に政府の公式見解になりつつあることが明らかになったわけである。こうした党や政府の動き、すなわち段階的就業を推進しようとする立場の形成に対し、もちろん全国婦聯は危機意識を抱くわけだが、しかし今回の相手は党中央ということもあって、力学関係上の高い壁が全国婦聯の前に立ちはだかった。全国婦聯としては、最終的に党中央の綱要への書き込みを阻止できないとしても、せめて「制度」ではなく「形式」・「方式」という文言へと変更できるように、党や政府に働きかけていくことになった。

以後、全国婦聯と党中央との攻防が始まるわけだが、婦聯のねらいは主に次の三点に集約されていた。第一に、関係部門に対する説得作業を行うことである。これは、段階的就業制度が結局のところ女性を家庭に帰らせるものにすぎない以上、制度の推進には慎重になるべきであるとの主張を全面的に展開し周知すること、座談会などを開き関係部門と意見交換を行うことで共通認識を得ようとすることに焦点がある。第二に、メディアを通じての世論形成を行うことである。すなわち、『新中国婦女』誌とは別の婦聯の機関紙でもある「中国婦女報」に段階的就業に関する討論のコーナーを設け、婦聯としての主張を示しつつ、多くの女性の意見をも取り上げて掲載し、メディアからのインタビューを受ける機会を最大限に利用し段階的就業に関する社会的関心を呼び寄せることを試みた。第三に、全人大代表や政協委員との討論を通じて大々的に発信していく方法も模索された。たとえば、全人大では元全国婦聯副主席で

ある趙地[127]、全国婦聯主席の彭珮雲など[128]、政治協商会議では全国婦聯副主席の劉海栄[129]、湖北省代表の丁鳳英[130]、中国電力の黄夢玲[131]、政協委員である康泠[132]などがその対象とされた。第四に、多様な調査報告や意見書を作成し、党中央や国務院に提出する形で婦聯の立場を表明することに努めた。これについては、2001年２月９日に党中央の胡錦濤、中共中央辦公庁および国務院辦公庁に宛てた、全国婦聯の内部文書にあたる婦内字（2001）１号という公文書[133]（以下、「内部文書」と称す）と2001年３月８日に上記の内部文書とほぼ同様の内容で全人大と政治協商会議で提案した意見書がある。

「内部文書」は、「中国婦女報」を通じて「段階的就業は、男女両性に

---

[127] 第10次５ヶ年計画綱要の建議案に記載される「段階的就業制度」と「段階的就業方式」に変えるべきであり、本人自らの選択によるものであること、男女平等原則を遵守することなどを提言した。

[128] 基本的に胡錦濤宛の内部文書とほぼ同様の内容のものであったが、とくに強調されたのは、段階的就業は、女性を家庭に戻らせ、結局的に「男は外、女は内」という伝統が甦ることになり、女性の経済的、政治的、社会的地位を低くさせることになり、最終的には男性に依存してしまうことになるため、慎重に考えるべきであると主張した。

[129] 女性は家庭と社会という二重の責任を負うため、男性より負担が多い中、ジェンダー視点を取り入れた就業制度を構築することが最も重要であると主張した。

[130] 国内の現状において段階的就業を制度化するのは時期尚早であり、それに伴う政策を打ち出し、女性の社会進出をより行いやすい環境をつくるべきであるとした。

[131] 女性が起業と就業できるように研究基金を作り、女性の就業を支持する措置を取るべきと提言した。

[132] 段階的就業のメリットとデメリットを分析した上で、全国婦聯の見解を踏襲した。

[133] 内部文書の正式なタイトルは、「『段階的就業制度の設立』への社会のレスポンスおよび我々の建議について」であり、2001年２月９日に胡錦濤氏、中共中央辦公庁、国務院辦公庁宛に送った。他に、中央政策研究室、国家計画生育委員会、労働和社会保障部、国務院発展研究中心にも参照されるよう送った。中国語の題名は、「関於対『建立階段就業制度』的社会反映及我們的建議」である。これは筆者が調査活動を行った際に、関係者から入手したものである。

異なる影響を与えうるか、女性の労働権利利益を侵害しうるか」というテーマで行われた討論から収集した社会各界の見解を整理して作成された。その内容は、段階的就業の定義や対象者、社会各界の見解、全国婦聯の立場という３部構成となっている。段階的就業の対象者について、上記の「建議」や白書ではとくに性別を特定していないが、しかしそれが女性を主たる対象としている蓋然性は非常に高いとみなしている。その理由は、政府部門の関係者のインタビューを踏まえて考えてみた場合、段階的就業の対象者となるのは、主に出産期にあたる女性、途中で勉強などのために辞める者、介護を理由として辞める者の三つの類型が考えられるわけだが、そのうち勉強や介護のために辞める者は人数的に見て相当程度に少ないことが予想されるため、出産期の女性がもっぱらその対象になることは明らかだからである。段階的就業制度についての全国婦聯の見解は、以下の６点である。①「制度」として推進せず「柔軟かつ多様な就業」の「方式」を取ること、②本人自らの選択によるもの、③男女平等原則に基づき出産期女性のみを家庭回帰させないこと、④法律に基づき女性の権利利益を保護すること、⑤段階的就業に伴う各種社会保障制度を整備すること、⑥再就職のための職業訓練システムを構築すること。

その後、2001年３月７日に、政治協商会議において全国婦聯の立場に対する反対意見が提出された。それは江西省政協副事務局長の王賢才による、「婦女回家」論とでも呼ぶべきものであった。曰く、女性は職場から撤退し、家庭に戻って家事労働に従事しながら夫の世話をし、子どもの教育に専念すべきである［相夫教子］[134]。これに対して劉海栄は、女性の社会進出の重要性を社会的地位の獲得と国家への貢献の視点から説明し、こうした「婦女回家」論に対抗する論陣を張った。そしてこれがきっ

[134] ただし、王の発言にはその続きがあって、つまり、女性に安心して家庭に戻らせるためには、それに伴う社会保障制度を整える必要があるとした。たとえば、妻が主婦である場合、夫は職場から1.5倍の給料が得られるようにしたり、夫婦のどちらのみが職に就いた場合、家庭財産はすべて共有にするなどを提案した。こういった保障制度のサポートなしには女性の家庭回帰は考えられにくいとした。

かけとなって会場の内外では「婦女回家」論争が展開されることになった。当時のメディアによって繰り広げられた「婦女回家」論争状況については図表２－３の通りである。

図表２－３　各メディアにより取り上げられた段階的就業に関する記事の一覧表

No.	メディア名	記事のタイトル	日　時
1	人民網	聴李銀河談女性話題	2000年11月20日
2	精品購物指南	21世紀譲女性回家？	2001年１月１日
3	精品購物指南	職場、譲女人走開？	2001年１月12日
4	中國婦女報	「婦女階段就業論」三起三落	2001年１月19日
5	中國労働保障報	就業制度重大革新	2001年３月６日
6	中國労働保障報	逐歩建立以市場為導向的就業機制——訪全国政協委員、労働保障部副部長林用三	2001年３月６日
7	南方網	両会聚焦：婦女回家相夫教子還是延長退休年齢	2001年３月７日
8	南方都市報	已婚職業婦女回家相夫教子光栄	2001年３月７日
9	南方都市報	譲婦女回家引発激烈交鋒	2001年３月８日
10	天府早報	三八節前夕、全国政協委員———一份大会発言昌議、立法鼓励婦女回家	2001年３月８日
11	新華社	城市女性経済独立意識増強	2001年３月８日
12	江淮晨報	已婚女職工退崗相夫教子、政協委員昌議引起争議	2001年３月８日
13	大洋網	女性調査:85％婦女反対「以家為主」	2001年３月８日
14	北京晨報	婦女該不該回家	2001年３月９日
15	華西都市報	四川女代表対回家説不和譲婦女回家引起激烈争鋒	2001年３月９日
16	江淮晨報	譲太太回家、多数女性反対	2001年３月９日
17	中國青年報	婦女回家：従会内争到会内	2001年３月９日
18	光明日報	両会巾幗因責任爾美麗	2001年３月９日
19	中國労働保障報	十五計劃綱要中有関労働工資的名詞解釈	2001年３月９日
20	中國労働保障報	十五計劃新特点、百姓実恵看得見——聴曾培炎細説「十五」計劃	2001年３月９日

21	北京晩報	站在女性的角度上――声音	2001年３月10日
22	中國婦女報	階段就業話題很多――来自代表委員の評説	2001年３月10日
23	新華網	要把我們的声音傳出――政協委員話「婦女回家」	2001年３月11日
24	中國婦女報	一個経済学家眼中的階段就業	2001年３月12日
25	人民網	反対讓婦女回家的提案	2001年３月13日
26	人民網	到底該不該讓太太回家	2001年３月13日
27	中國婦女報	充分調動婦女力量参加「十五」計劃実施――彭珮雲提出四点建議	2001年３月13日
28	中國婦女報	日本婦女的階段就業	2001年３月14日
29	人民網	有感已婚女人是否該回家	2001年３月14日
30	中國青年報	不妨跟男人這麽算「帳」	2001年３月14日
31	人民網	也説讓婦女回家	2001年３月16日
32	人民網	我看婦女回家	2001年３月16日

出典：徐家良『制度、影響力與博弈』（中国社会出版社、2003年）182 ～ 184頁の表に基づいて再構成した。

こうしてみると、婦聯の取り組みが一定の反響を呼んだことは間違いない。そして、婦聯の活動が効を奏したのか、2001年の全人大で行われた朱鎔基首相の業務報告においては、段階的就業制度についての言及は無く、その代わりとして「柔軟かつ多様な就業形式を発展」させることが明言されている。さらに、今回の論争の発端となった第10次５ヶ年計画綱要における就業問題については、「段階的就業制度を設立する」といった文言が「非全日制就業、季節的就業などの弾性的な就業形式を採り、自主的な就業を奨励する」という文言へと変更されており、全国婦聯の努力が実る形で今回の論争も終わったのであった。

しかし、こうした繰り返し発生する「婦女回家」の主張とそれをめぐって全国婦聯の側との間で交わされる論争について、どのように捉えるべきなのだろうか。そこに歴史的連続性はないのだろうか。あるいは全国婦聯の推進している女性解放の理念が、こうした「婦女回家」の論争を経るたびに中国社会に対してどのような影響を与えてきたのだろうか。このような問題について、これまで必ずしも十分な議論が展開されてい

るわけではない。だが、段階的就業制度の実施が提案されるたびにその阻止へと向けて立ち上がり、労働部などと繰り広げてきた攻防を振り返ってみると、こうした問題を理解するための手がかりがないわけでもないように思われる。

まず、段階的就業制度とは何かである。その対象となるのは、先述した三つの類型によって表わされるように、出産・育児、介護、就学・その他有償活動のため、自らの意思で長期間労働市場からいったん撤退しようとする者である。段階的就業制度とは、そうした人々が一定の期間を経た後に職場復帰し就業することを指す[135]。したがって、実際の対象者としては、主に出産・育児や介護といった家事労働に従事することが想定されており、その担い手としては女性が想定されていることはいうまでもない。

また、第10次５ヶ年計画綱要において段階的就業制度を設ける背景として、経済学者の呉樹青は次の２点を挙げる[136]。第一に、失業率の向上、第二に、社会問題化しつつある少年少女に対する家庭教育の欠如である。要するに、段階的就業制度を導入するということによって父親か母親が離職し家庭に帰るのであれば、その分のポストが空くわけだから失業問題を解決できることになるし、子どもの教育にも専念できるようになるというわけである。これは、段階的就業を出産期に限定せず育児期にまで拡張し、そのターゲットとして結局は女性を想定していることが示されている。

段階的就業制度に対する全国婦聯の対応が比較的に柔軟であったことは既にみてきたとおりである。これは、経済改革の進展の中で、女性労働力の再配置が始まっていることを意味し、家事・育児の負担を理由とした女性の労働市場からの撤退を奨励する政策とも捉えることができる。このような選択的な「婦女回家」の奨励は、とくに出産・育児期の女性を主な対象とする点から性別役割分業を政策として推し進めようとするものであった。ここには、従来の女性の就業を柱として男女平等を

---

[135]「『十五』計画綱要中有関労働工資的名詞解釈」中国労働保障報2001年３月９日１面。

[136] 徐家良・前掲注99）179 ～ 180頁参照。

推進するという女性解放の基本政策に対する修正が行われているのではないかと指摘する論者もいる[137]。

こうした段階的就業を中心的問題とする選択的「婦女回家」は、社会的諸条件の整わないままに推進された女性就業政策の結果としての、女性の過重な負担、とりわけ乳幼児を抱えた女性の負担を、軽減するといった側面を持っている。それゆえ、段階的就業を推進することは、女性に有利な政策であるとみて肯定的に評価する意見もある。だが、従来の女性就業政策から、性別役割分業の強化につながりかねない女性労働力の再配置への女性政策の変更は、必ずしも女性のための女性解放という視点から導かれたものではなく、その時々の党・政府にとっての火急の目標である、経済発展を実現するための手段的視点から引き出されたものであった。したがって、女性の解放とは何か、という問題は依然として積み残されたままである。

（未完）

［付記］本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割」（2013年３月24日授与）を加筆・修正したものである。執筆・加筆・修正にあたって、科学研究費の「研究活動スタート支援（2012 ～ 2013年度）」（課題番号：24830001）および「若手研究（B）（2014 ～ 2016年度）」（課題番号：26780001）の援助を受けた。

[137] 小浜正子・前掲注112）582頁参照。